

令和7年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(総務文教分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ	担当課	資料 ページ	
1	継続		情報システム標準化・共通化事業	477,945	2	1	4	70 ~ 73	デジタル推進課	1 ~ 9	
2	継続	デジタル スマイル 大学	山口東京理科大学との協創・データ活用 によるスマートシティ推進事業	52,912	2	1	9	76 ~ 79	デジタル推進課	10 ~ 17	
3	継続	① スマイル	地域運営組織推進事業	28,637	2	1	22	92 ~ 95	市民活動推進課	18 ~ 22	
4	継続	①	集落支援員設置事業	39,008	2	1	22	92 ~ 95	市民活動推進課	23 ~ 26	
5	新規	スマイル	中学生の文化・スポーツ活動体制整備推 進事業	6,553	2	1	28	102 ~ 105	文化スポーツ推進課	27 ~ 42	
6	継続	③	きらら交流館再整備事業	628,300	2	1	31	106 ~ 109	シティセールス課	43 ~ 47	
7	新規	②	学校施設長寿命化改修事業	51,735	10	2 ・ 3	3	264 ・ 265	~ 265 ・ 296	教育総務課	48 ~ 51

令和7年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(民生福祉分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ	担当課	資料 ページ	
8	新規		こども計画推進事業	4,090	3	2	1	156 ~ 159	子育て支援課	52 ~ 57	
9	継続	②	子ども医療費助成事業	131,600	3	2	2	158 ~ 163	子育て支援課	58 ~ 60	
10	継続	②	小野田地区公立保育所整備事業	482,097	3	2	4	162 ~ 167	子育て支援課	61 ~ 70	
11	新規	② スマイル	こども家庭センター事業	745	3 ・ 4	2 ・ 1	5 ・ 1	166 ・ 176	~ 167 ・ 183	子育て支援課	71 ~ 73
12	新規	②	妊婦のための支援給付金事業	30,126	3	2	10	172 ~ 173	子育て支援課	74 ~ 77	
13	新規		自立支援給付事業(就労選択支援)	6,123	3	1	2	140 ~ 145	障害福祉課	78 ~ 81	
14	新規		加齢性難聴者補聴器購入助成事業	2,760	3	1	3	146 ~ 149	高齢福祉課	82 ~ 85	
15	継続		のぞみ園更新事業	274,581	3	1	9	154 ~ 157	障害福祉課	86 ~ 92	
16	新規		定期予防接種事業(帯状疱疹ワクチン)	25,088	4	1	2	182 ~ 183	健康増進課	93 ~ 95	
17	継続		飼い主のいない猫不妊・去勢手術補助事 業	2,200	4	1	3	182 ~ 185	環境課	96 ~ 100	

令和7年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会（産業建設分科会）資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ			担当課	資料 ページ		
18	継続		浄化槽整備推進事業	71,633	4	1	3	182	～	185	下水道課	101	～	104
19	継続		農地利用最適化推進事業	5,564	6	1	1	200	～	203	農業委員会事務局	105	～	110
20	継続		担い手支援事業	4,000	6	1	3	204	～	205	農林水産課	111	～	116
21	継続		新規就農・就業者定着支援事業	2,350	6	1	3	204	～	205	農林水産課	117	～	121
22	継続	③	新規就農者支援事業	5,088	6	1	3	204	～	205	農林水産課	122	～	125
23	継続		多面的機能推進事業	54,983	6	1	4	206	～	209	農林水産課	126	～	129
24	継続		小規模土地改良助成事業	8,500	6	1	4	206	～	209	農林水産課	130	～	133
25	継続	①	防災重点ため池等廃止事業	31,800	6	1	5	208	～	209	農林水産課	134	～	137
26	継続		有害鳥獣捕獲奨励事業	2,312	6	2	2	210	～	213	農林水産課	138	～	141
27	継続		地方バス路線維持対策事業	137,038	7	1	1	216	～	221	商工労働課	142	～	144
28	継続		地方バス路線維持対策事業（臨時）	11,509	7	1	1	216	～	221	商工労働課	145	～	148
29	継続		厚狭北部デマンド型交通運営事業	8,200	7	1	1	216	～	221	商工労働課	149	～	154
30	継続	デジタル 化	高泊地区デマンド型交通運営事業	6,288	7	1	1	216	～	221	商工労働課	155	～	159
31	継続		小規模土木事業	22,000	8	2	1	228	～	231	土木課	160	～	163
32	新規		市道共和台1号線道路整備事業	9,300	8	2	3	230	～	233	土木課	164	～	167
33	継続	②	通学路安全対策事業	98,000	8	2	4	232	～	235	土木課	168	～	170
34	継続		自然災害防止事業負担金（海岸）	16,000	8	3	1	234	～	235	土木課	171	～	174
35	継続	①	河川整備事業	24,000	8	3	1	234	～	235	土木課	175	～	178
36	継続		住宅リフォーム資金助成制度	12,000	8	6	1	244	～	249	建築住宅課	179	～	188
37	継続		市営住宅改修事業	152,766	8	6	1	244	～	249	建築住宅課	189	～	196
38	継続		市営住宅建替整備事業	337,200	8	6	2	248	～	249	建築住宅課	197	～	207

8	実施計画番号	2010201	事務事業番号	201020109	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課	子育て支援係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------	--------

20102子育て支援課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康		1	子育て支援の充実		2	子育ての不安と負担の軽減	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部	
1	子育て世代応援事業		9	こども計画推進事業					

事業概要	令和5年4月1日施行された「こども基本法」において、国は、市町村に、国が定めるこども大綱を勘案し、市におけるこども政策についての計画「こども計画」の策定に努めることとしている。 本市においても、すべてのこども・若者の健やかな成長及び身体的・精神的・社会的幸福の実現に向け、令和7年度末までに策定する。 こども計画に「子ども貧困対策推進計画」「こども若者計画」を内包する予定であり、貧困対策に係るアンケート調査等を実施する予定である。調査、分析を実績、ノウハウのある専門業者に委託することで、正確なデータを取得し、将来の子育て支援施策に実態を反映させ、子育てしやすいまちづくりを推進していく。	対象	児童とその保護者
	手段	こども政策についての計画を策定・実施する。	
	意図	すべてのこども・若者の健やかな成長及び身体的・精神的・社会的幸福の実現を目指す	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	計画策定			策定		
2						
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	様々な子育てにおける課題に対応するための施策を円滑に実施するための計画であり妥当。	5	35
	自治体関与の妥当性	こども基本法第10条第2項で策定が努力義務とされている。	5	
	対象(受益者)の妥当性	子育て世帯を対象としており妥当。	5	
有効性	事業の優先度	こども基本法第10条第2項で策定が努力義務とされている。	3	
	行政評価との整合性	すべてのこども・若者の健やかな成長及び身体的・精神的・社会的幸福の実現を目指す本市のこども政策についての計画である。	3	
	手法の有効性	国の「こども大綱」、県の「こども計画」に即して実施している。	3	
効率性	実施主体の適正化	こども基本法第10条第2項で策定が努力義務とされている。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当ではない。	3	
	コスト効率	国からの交付金を充当する想定となっている。	5	

事業期間	R7	年度	~	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童総務費		目	1	児童福祉総務費	
	大事業	4	子育て世代応援事業費			中事業	4	こども計画推進事業費				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容		/					計画策定						/	/
							アンケート集計・ 分析委託料		4,090千円					
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費	/											/	/
	合計		/		/		4,090千円		/		/			
財源内訳 割合	国庫支出金						1/2	1,500千円						
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							2,590千円						
	合計		/		/		4,090千円		/		/			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業) こども家庭庁	【委託料内訳】 アンケート集計・分析委託料 4,090,000円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	【補助金】 補助基準額 3,000千円 補助率 国1/2
	【県内他市の状況】 R6年度:8市策定、R7年度:2市策定予定

# 自治体子ども計画策定のためのガイドライン



○子ども基本法第10条において、

- ・都道府県は、子ども大綱を勘案して「都道府県子ども計画」を作成
- ・市町村は、子ども大綱・都道府県子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を作成する努力義務が課せられています。



○本ガイドラインでは、地方自治体が自治体子ども計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点、事例等を取りまとめています。



## 子ども大綱

子ども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、子どもの貧困対策など、幅広い子ども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化



勘案



(自治体子ども計画)  
都道府県子ども計画

勘案



(自治体子ども計画)  
市町村子ども計画

○各法令等に基づく子どもに関する計画等を一体的なものとして作成することができます。

- (例) ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県/市町村子ども・若者計画  
・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県/市町村計画  
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県/市町村行動計画  
・子ども・子育て支援法に基づく都道府県/市町村子ども・子育て支援事業計画 等  
※各法令等において記載すべき事項等とされている事項を盛り込む必要があります。

○関連計画等を一体的に作成することにより以下が期待されます。

- ①子ども施策に全体として横串を刺すこと
- ②住民にとってわかりやすいものとなること
- ③自治体行政の事務負担の軽減

○地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体子ども計画と位置付けることも可能です。

○子ども・子育て事業債は、自治体子ども計画へ位置付けた事業が対象です。

事務連絡  
令和6年6月3日

各都道府県 こども政策担当部（局）長 殿  
各指定都市 こども政策担当部（局）長 殿

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行について」に係る情報提供及び自治体こども計画の策定について

平素より、こども施策の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第202号）」が令和6年5月31日に公布・施行されました。

今般、こども家庭庁成育局より、別紙のとおり、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行について（通知）」（令和6年5月31日こ成母第259号こども家庭庁成育局長通知。以下「施行通知」という。）が、各都道府県知事・保健所設置市市長・特別区区長宛に通知されました。当該施行通知の第2において、都道府県こども計画について、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令」（令和元年政令第170号）に規定され、都道府県は当該計画の作成に当たり成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする等との記載があります。

こども基本法（令和4年法律第77号）では、第10条において、都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を作成すること、また、市町村はこども大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成することに努めることとされています。また、都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下「自治体こども計画」という。）は、既存の各法令に基づく都道府県計画及び市町村計画（子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、その他の法令の規定によ

り地方公共団体が策定する計画)と一体のものとして作成することができるとされています。こども基本法に明記された計画のほか、一体とできる計画や計画と紐づく法令・指針として、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）」及びそれに基づく母子保健を含む成育医療等に関する計画も含まれることから、このことにご留意いただくとともに、関係部局が密接に連携して、**地域の  
実情に応じた自治体こども計画を策定いただきますようお願いいたします。**

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してこの旨の周知をお願いいたします。

<連絡先>

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付計画係  
新田、石崎、荒木

TEL 03-6860-0116

Email [sougouseisaku.keikaku@cfa.go.jp](mailto:sougouseisaku.keikaku@cfa.go.jp)

令和7年度概算要求額 1.6億円（78百万円）

## 事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、都道府県・市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画（以下「自治体こども計画」という。）を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 自治体こども計画の策定経費を支援するとともに、こども大綱が閣議決定され自治体における計画の策定が進められているところ、一体的に策定している計画の状況等について調査し、横展開を図ることにより、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定を支援・促進する。

## 事業の概要

- 57
1. 自治体こども計画策定支援（現行のこども政策推進事業費補助金の一部に計上） 【拡充】  
自治体が行う、こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し、補助枠を拡充し支援する。
  2. こどもに関する計画の一体的策定・効果的な計画策定プロセスに係る好事例の横展開  
こども大綱が閣議決定され自治体における計画の策定が進められているところ、一体的に作成されている計画の状況や様々な自治体規模に合わせたモデルを調査分析し、計画策定にかかる効果的なプロセスを含め、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に作成できるよう、好事例の横展開を図ることで自治体の計画策定を支援する。

## 実施主体等

1. 【実施主体】 都道府県及び市区町村 【補助率】 1 / 2
2. 【実施主体】 国（委託）

9	実施計画番号	2010204	事務事業番号	201020403	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課	子育て支援係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------	--------

20102子育て支援課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	4	乳幼児・子ども医療費等助成事業	3	子ども医療費助成事業	2-(1)				

事業概要	子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。令和5年8月1日から所得制限を撤廃。	対象	小学1年生から中学3年生までの児童
		手段	対象者に受給者証を交付し、医療費自己負担分を助成する
		意図	児童の保健の向上、子育て世代の経済的負担の軽減

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	受給者証発行件数	活動	4,700人	4,600人	4,400人	4,200人
			4,171人	4,058人		
			88.74%	88.22%		
2						
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	重点プロジェクトに該当する事業である。	5	37
	自治体関与の妥当性	行政機関以外が実施主体になりえない事業。	3	
	対象(受益者)の妥当性	中学3年生までの児童を対象としており妥当	5	
有効性	事業の優先度	県内各市が独自の医療費助成を行っている。	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において、効果が高いと評価した事業	5	
	手法の有効性	総合計画を進める効果が見込める事業	5	
効率性	実施主体の適正化	行政機関以外が実施主体になりえない事業	3	
	受益者負担の適正化	保護者の所得によることなく小学校1年生から中学校3年生までを等しく対象とした事業である。	3	
	コスト効率	コスト削減の余地がない事業である。	5	

事業期間	R4以前	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	経常	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	2	児童措置費		
	大事業	3	福祉医療助成事業費			中事業	1	福祉医療助成事業費					事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			医療費助成		医療費助成		医療費助成		医療費助成		医療費助成			
支出内訳	R5からR6への繰越明許費	子ども医療助成費	114,379千円	子ども医療助成費	131,600千円	子ども医療助成費	131,600千円	子ども医療助成費	131,600千円	子ども医療助成費	131,600千円			
				【12月補正】子ども医療助成費	22,400千円									
		合計		114,379千円		154,000千円		131,600千円		131,600千円		131,600千円		
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他		高額療養費、ふるさと支援基金	50,652千円	高額療養費、ふるさと支援基金	41,000千円	高額療養費、ふるさと支援基金	31,000千円	高額療養費	1,000千円	高額療養費	1,000千円		
	一般財源			63,727千円		113,000千円		100,600千円		130,600千円		130,600千円		
合計			114,379千円		154,000千円		131,600千円		131,600千円		131,600千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年8月、対象者を拡大(小学3年生まで→中学3年生まで)</li> <li>令和2年8月、助成割合を1割から2割に拡充</li> <li>令和3年8月、助成割合を2割から全額助成に拡充</li> <li>令和5年8月、所得制限を撤廃</li> </ul>

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 子育て支援課 子育て支援係 事務事業番号 201020405

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング
4	乳幼児・子ども医療費等助成事業	5	子ども医療費助成拡充事業	2-(1)			政策的
事業概要	子育て世代の経済的負担軽減を目的として、平成28年8月から対象年齢を拡充し、小1から中3までの児童の保険適用医療費の自己負担分のうち1割分を助成し、令和2年8月から助成割合を2割に拡充、令和3年8月から助成割合を3割(全額)に拡充した。ただし、子どもの父母の市町村民税所得割の額が136,700円を超える世帯は対象外であった。令和5年8月から所得制限を撤廃し、小1から中3までの児童全員を対象とした。				対象	小学1年生から中学3年生まで	
					手段	対象者に受給者証を交付し、医療費自己負担分助成する	
					意図	医療費助成による子育て支援	

事業期間	R5 年度	～	R10以降 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)		
支出内訳	子ども医療費助成費	48,568千円	子ども医療費助成費	67,591千円	子ども医療費助成費	114,379千円	子ども医療費助成費	131,600千円	
	合計	48,568千円		67,591千円		114,379千円		131,600千円	
財源内訳 / 割合	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	その他	高額療養費、ふるさと支援基金	30,300千円	高額療養費、ふるさと支援基金	30,673千円	高額療養費、ふるさと支援基金	50,652千円	高額療養費、ふるさと支援基金	41,000千円
	一般財源		18,268千円		36,918千円		63,727千円		90,600千円
合計		48,568千円		67,591千円		114,379千円		131,600千円	
人工数 人件費	0.25人	1,450千円	0.20人	1,147千円	0.35人	2,039千円			
総経費		50,018千円		68,738千円		116,418千円			

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6	
1	受給者証発行枚数	活動	2,500人	2,500人	4,700人	4,600人
			2,397人	2,453人	4,171人	
			95.88%	98.10%	88.74%	
2						
3						

成果	市内在住の小学1年生から中学3年生まで、保護者の所得によらず、医療費助成の対象とし、子育て支援の一助となった。				
R7年度に向けた課題及び改善策					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
	成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項					

10	実施計画番号	2010101	事務事業番号	201010106	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------

20101子育て支援課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	保育所等運営支援事業	6	小野田地区公立保育所整備事業	2-(1)			建設部説明済	

事業概要	対象	公立保育所
	手段	再編計画に基づき再編整備する
	意図	公立保育所の環境改善及び運営の効率化を実現する

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	待機児童数(厚生労働省基準) 3月末現在	減少	減少	減少	減少	減少
		20人	0人			
2						
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	公立保育所が抱える課題を解消するため再編整備を行うもので、児童福祉の充実に資するため妥当	5	35
	自治体関与の妥当性	公立保育所の再編整備であり妥当	3	
	対象(受益者)の妥当性	公立保育所に通う児童であり妥当	5	
有効性	事業の優先度	施設の老朽化、各施設の定員に対する入所児童の不均衡の課題の解消を図るもの	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において効果が高いと評価した事業	5	
	手法の有効性	公立保育所の環境改善であり、総合計画を進める効果が見込めるもの	5	
効率性	実施主体の適正化	公立保育所の環境改善及び課題解決のための事業であり、市が主体となることが適当	3	
	受益者負担の適正化	公の施設の再編整備であり、受益者負担を求めるべきものではない	3	
	コスト効率	必要最低限の費用負担に努めている	3	

事業期間	R2	年度	～	R9以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	4	保育所費	
	大事業	12	公立保育所再編整備事業			中事業	2	小野田地区公立保育所整備事業				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			・実施設計(建築)・地質調査・実施設計(水路・造成)・水路・造成工事		・工事監理・設計意図伝達・建築工事(建築・機械)・迂回路整備工事・実施設計(建築・継続)・事前家屋調査		・工事監理・設計意図伝達・建築工事(建築・機械・電気)・外構実施設計		・工事監理・設計意図伝達・建築工事(建築・機械・電気)・外構1期工事・解体・改修実施設計		・外構1期工事・イントラ・電話工事・園舎解体・改修工事・外構2期工事			
支出内訳	R5からR6への繰越明許費 20,000千円	地質調査委託料	9,823千円	工事請負費(建築・機械)	551,800千円	工事請負費(建築・機械)	413,900千円	工事監理	11,007千円	工事請負費(解体・改修)	67,931千円			
		実施設計業務委託(水路・造成)	3,594千円	実施設計業務委託	17,600千円	工事請負費(電気)	60,900千円	設計意図伝達	2,983千円	工事請負費(外構1期)	未定			
		消耗品費	55千円	家屋調査委託料	8,088千円	外構実施設計	7,200千円	工事請負費(建築・機械)	414,030千円	工事請負費(外構2期)	未定			
		備品購入費	17千円	工事監理委託料	4,400千円	手数料	59千円	工事請負費(電気)	91,375千円	工事委託料(イントラ・電話)	未定			
		【繰越】設計委託料(基本設計)	8,119千円	工事請負費(迂回路整備工事)	4,100千円	消耗品費	38千円	工事請負費(外構1期)	未定	備品購入費(厨房機器)	2,173千円			
				設計意図伝達委託料	1,600千円			解体・改修実施設計	7,796千円	備品購入費(家具類)	5,500千円			
				その他	1,020千円			手数料	813千円	消耗品費	38千円			
合計			21,608千円	588,608千円		482,097千円		528,004千円		75,642千円				
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債	80%	10,700千円	50%、80%	516,200千円	50%、80%	433,000千円	50%、80%	294,600千円	80%	54,300千円			
	その他													
	一般財源		10,908千円		72,408千円		49,097千円		233,404千円		21,342千円			
	合計			21,608千円	588,608千円		482,097千円		528,004千円		75,642千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
公共用地先行取得等事業債(土地取得経費の100%充当、交付税措置なし) 施設整備事業債(建設工事費の50%に充当、70%の交付税措置) 社会福祉施設整備事業債(事業費の80%に充当、交付税措置なし)	公立保育所再編基本計画(平成29年策定、令和3年改訂)に基づいて、購入した日の出保育園に隣接する北側土地に、定員120人規模の保育所を建て替える。 令和7年度は令和6年度から引き続き建築主体・機械工事を行い、また、電気設備工事、外構実施設計に着手し、新園舎は令和9年秋の供用開始予定。その後、現園舎の解体、園庭整備等を行い、令和10年秋の整備完了予定。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 子育て支援課 保育係 事務事業番号 201010106

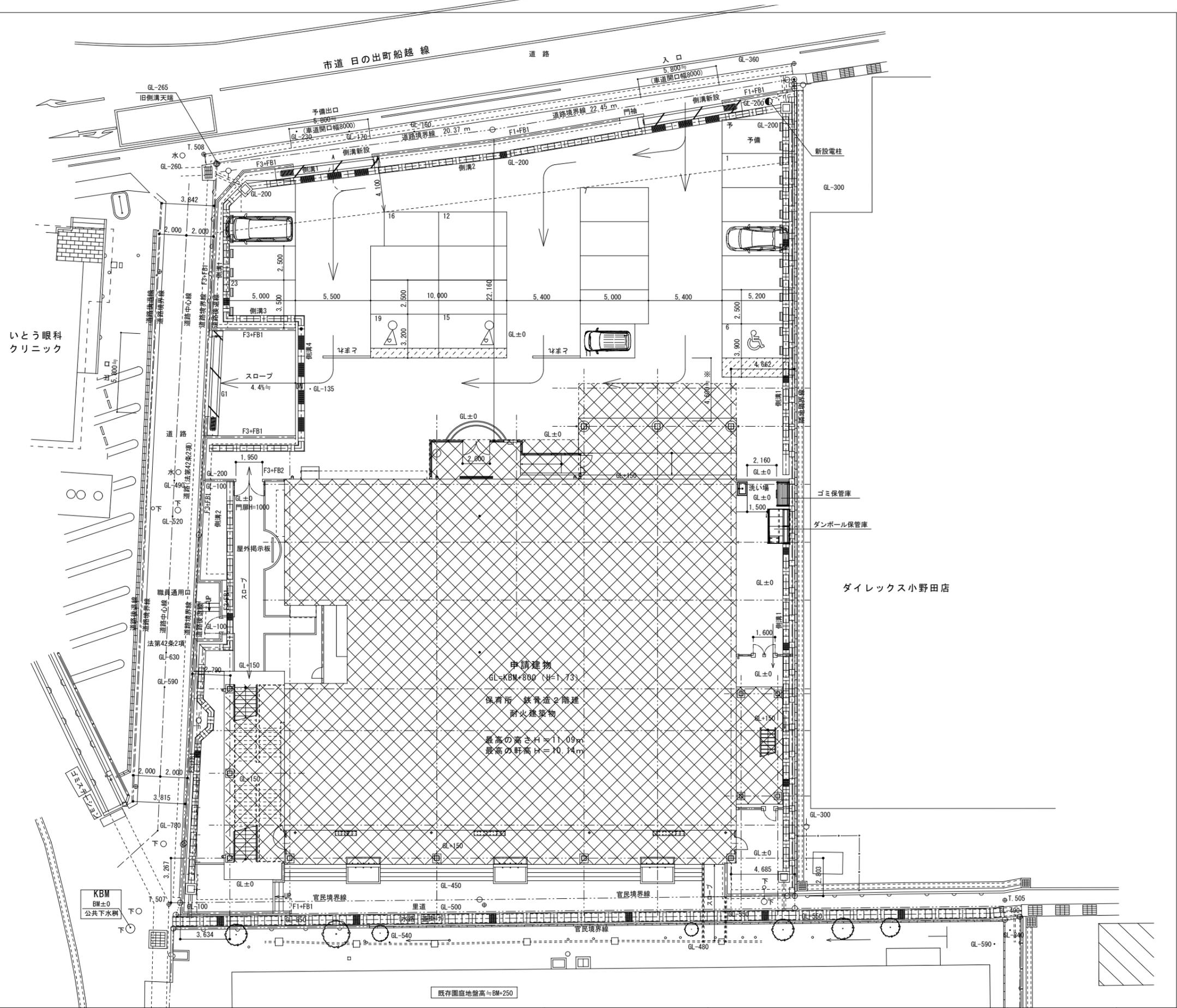
施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
1	保育所等運営支援事業	6	小野田地区公立保育所整備事業	2-(1)			政策的	
事業概要	市内の公立保育所は、いずれも老朽化や定員に対する入所児童割合の不均衡による運営の非効率等の課題を抱えている。これらを改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。				対象	公立保育所		
					手段	再編計画に基づき再編整備する		
					意図	公立保育所の環境改善及び運営の効率化を実現する		

事業期間	R2	年度 ~	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
R3(決算額)		R4(決算額)			R5(決算額)		R6(予算額)		
支出内訳	旅費	24千円	測量調査委託料	3,410千円	地質調査委託料	9,823千円	工事請負費(建築・機械)	551,800千円	
	補償費算定業務委託料	5,445千円	設計委託料(基本設計)	2,100千円	実施設計業務委託(水路・造成)	3,594千円	実施設計業務委託(建築)	17,600千円	
	用地購入費	71,006千円	消耗品費	5千円	消耗品費	55千円	家屋調査委託料	8,088千円	
	補償費	55,098千円			備品購入費	17千円	工事監理委託料	4,400千円	
					【繰越】設計委託料(基本設計)	8,119千円	工事請負費(迂回路整備工事)	4,100千円	
							設計意図伝達委託料	1,600千円	
合計	131,573千円		5,515千円		21,608千円	その他	1,020千円	588,608千円	
財源内訳 / 割合	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債	100%	126,100千円			80%	10,700千円	50%、80%	516,200千円
	その他			まちづくり魅力基金	2,100千円				
	一般財源		5,473千円		3,415千円		10,908千円		72,408千円
合計	131,573千円		5,515千円		21,608千円			588,608千円	
人工数 人件費	0.20人	1,157千円	0.60人	3,440千円	1.25人	7,282千円			
総経費	132,730千円		8,955千円		28,890千円				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6
1	待機児童数(厚生労働省基準) 3月末現在	減少 33人	減少 18人	減少 20人	減少
2		-	-	-	
3					

成果	令和5年度は、令和4年度から繰り越した基本設計業務を完了させ、実施設計(建築)業務に着手した。また、地質調査業務を行うとともに実施設計(水路・造成)業務を行い、水路・造成工事に着手した。計画的に事業を進め、小野田地区公立保育所の環境改善を図る。				
R7年度に向けた課題及び改善策					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
	成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項	R5→R6繰越 水路・造成工事20,000千円				



いとう眼科  
クリニック

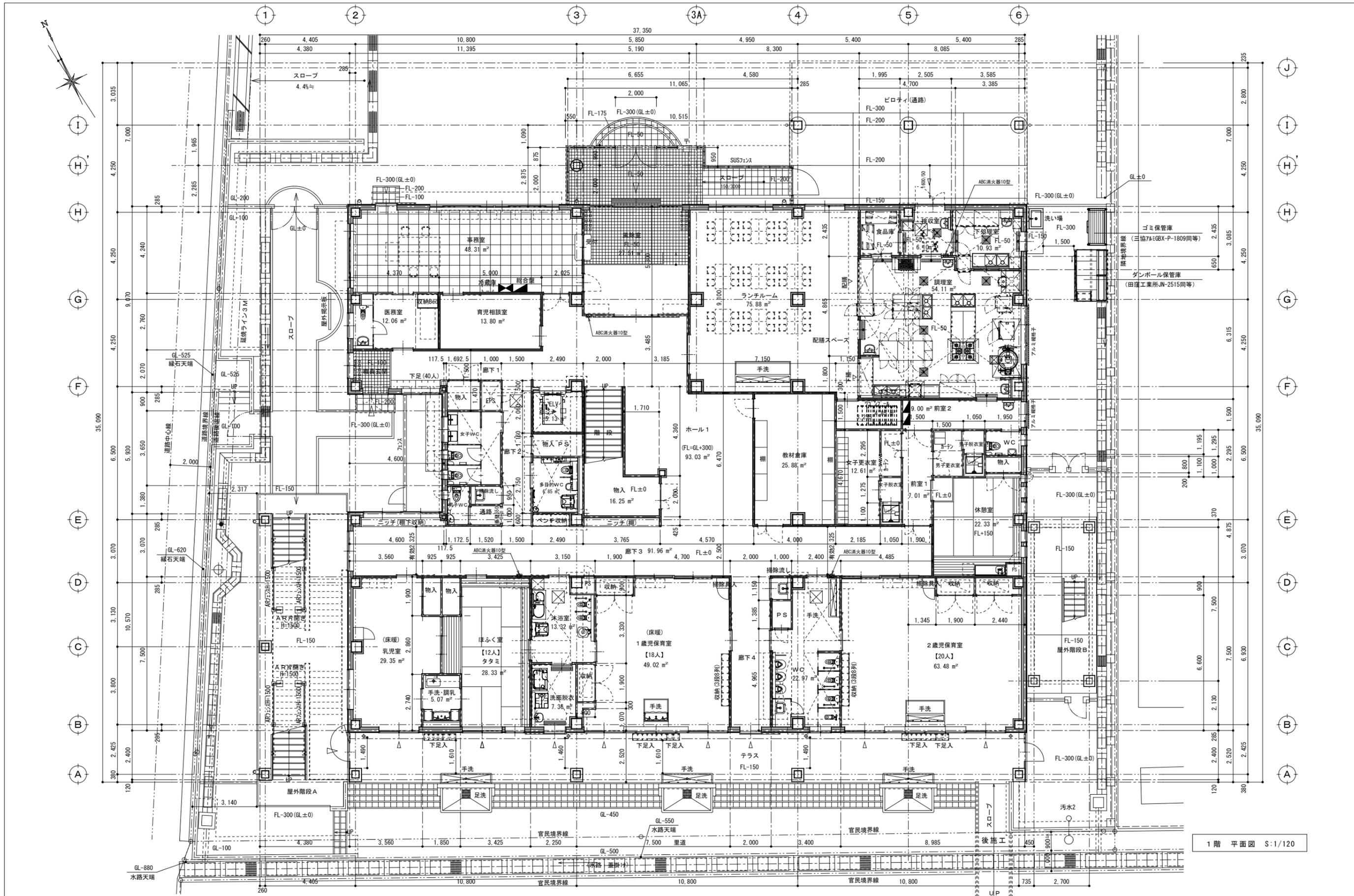
ダイレックス小野田店

申請建物  
GL=KBM+800 (H=1.73)  
保育所 鉄骨造2階建  
耐火建築物  
最高の高さH=11.09m  
最高の軒高H=10.14m

配置図 S:1/200

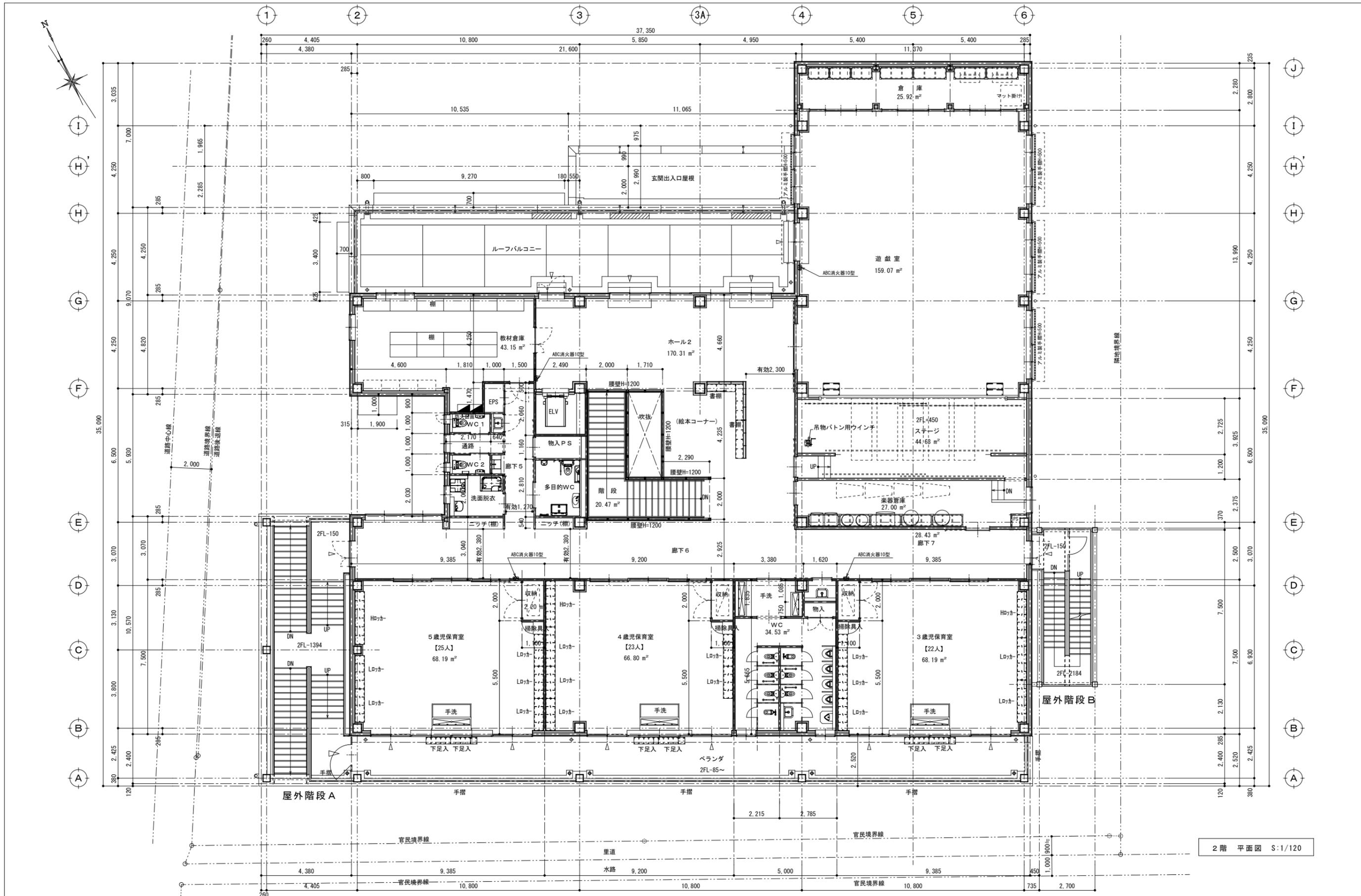
既存園地盤高=BM+250

記事	KBM (H=0.93)	工事名称	小野田地区保育所整備事業 (建築・機械設備工事)	年月日	NO
	GL=KBM+800 (H=1.73)		図面名称		
			縮尺	S:1/200	A-15



1階 平面図 S:1/120

記 事   	工事名称 小野田地区保育所整備事業（建築・機械設備工事）	年月日	NO A-28
	図面名称 1階 平面図	縮尺 S:1/120	

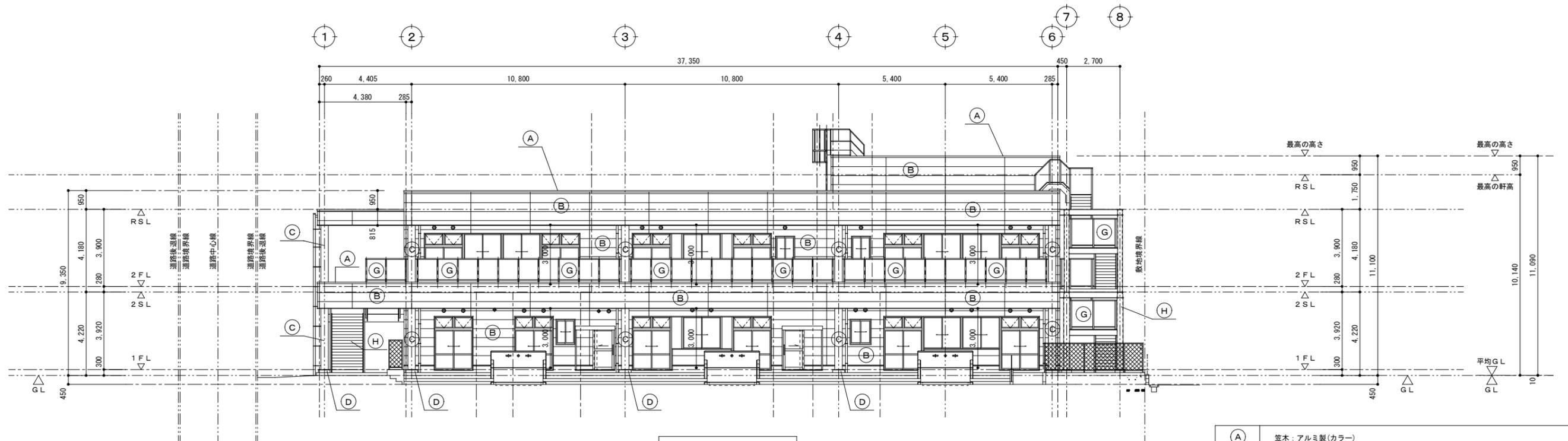


2階 平面図 S:1/120

記 事	

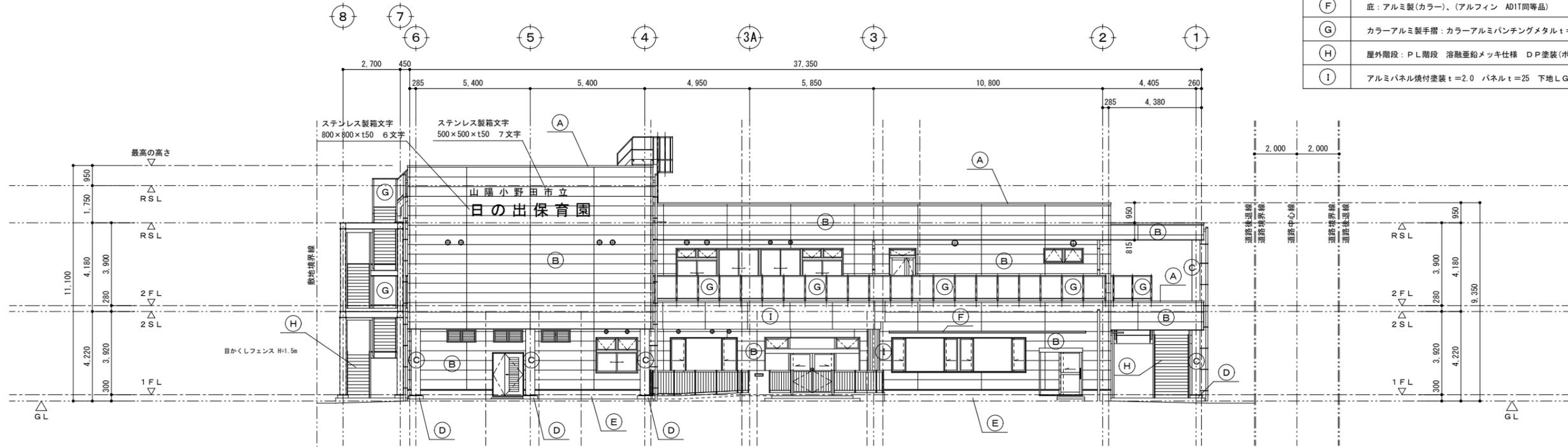
工事名称	小野田地区保育所整備事業（建築・機械設備工事）
年月日	
図面名称	2階 平面図
縮尺	S:1/120

NO	A-29
----	------



南側 立面図 S:1/150

(A)	笠木：アルミ製(カラー)
(B)	窯業系サイディング t=16 横貼 通気留付金具 t=15 透湿防水シート センチュリー耐火野地板 t=18 内部強化PB t=12.5+12.5下地
(C)	セラミックス系硬質耐火被覆材 タイカ・アロック t=15同等 ウレタン樹脂塗装 (FP060CN-9205)
(D)	柱型：コンクリート打放し 面取り
(E)	コンクリート打放し(型枠：表面塗装品)
(F)	底：アルミ製(カラー)、(アルフィン ADIT同等品)
(G)	カラーアルミ製手摺：カラーアルミパンチングメタル t=1.0
(H)	屋外階段：PL階段 溶融亜鉛メッキ仕様 DP塗装(ポリウレタン樹脂塗装)仕上
(I)	アルミパネル焼付塗装 t=2.0 パネル t=25 下地LGS

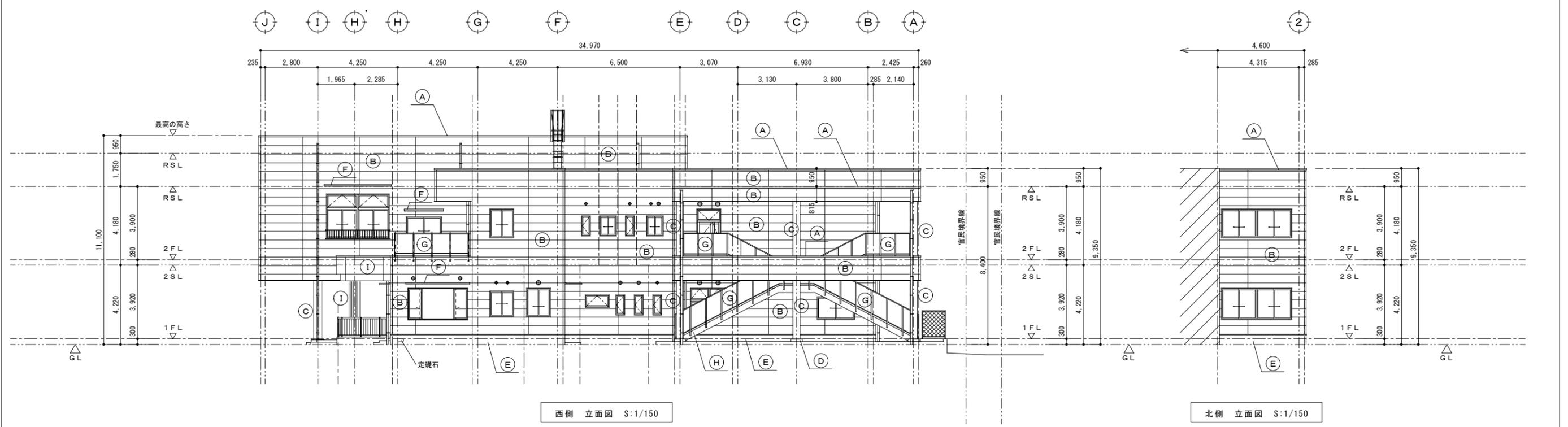
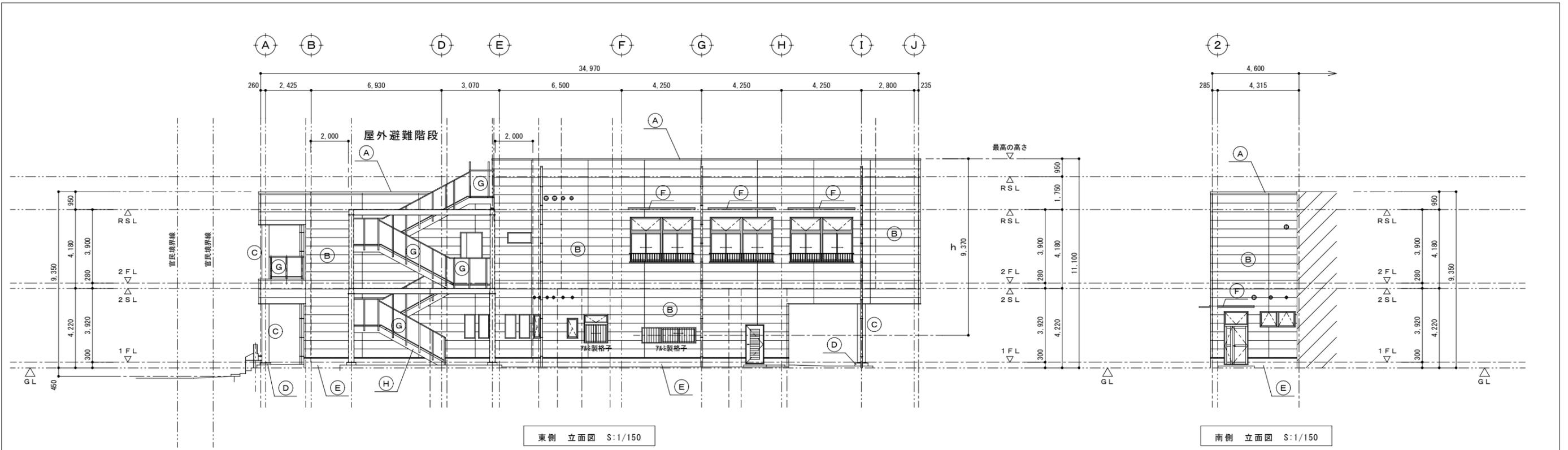


北側 立面図 S:1/150

記 事	

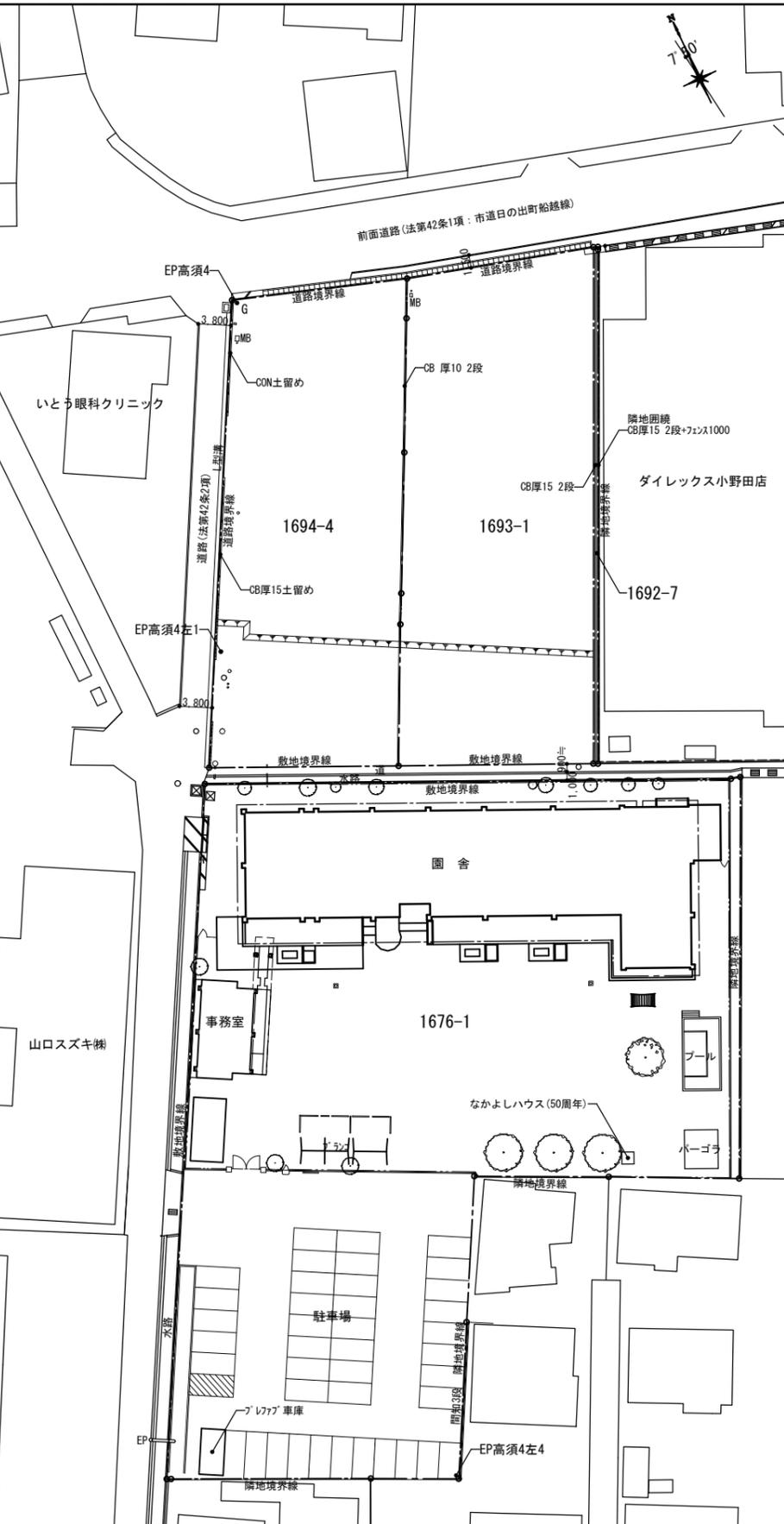
工事名称	小野田地区保育所整備事業(建築・機械設備工事)
年度	
図面名称	立面図(1)

縮尺	S:1/150
NO	A-31

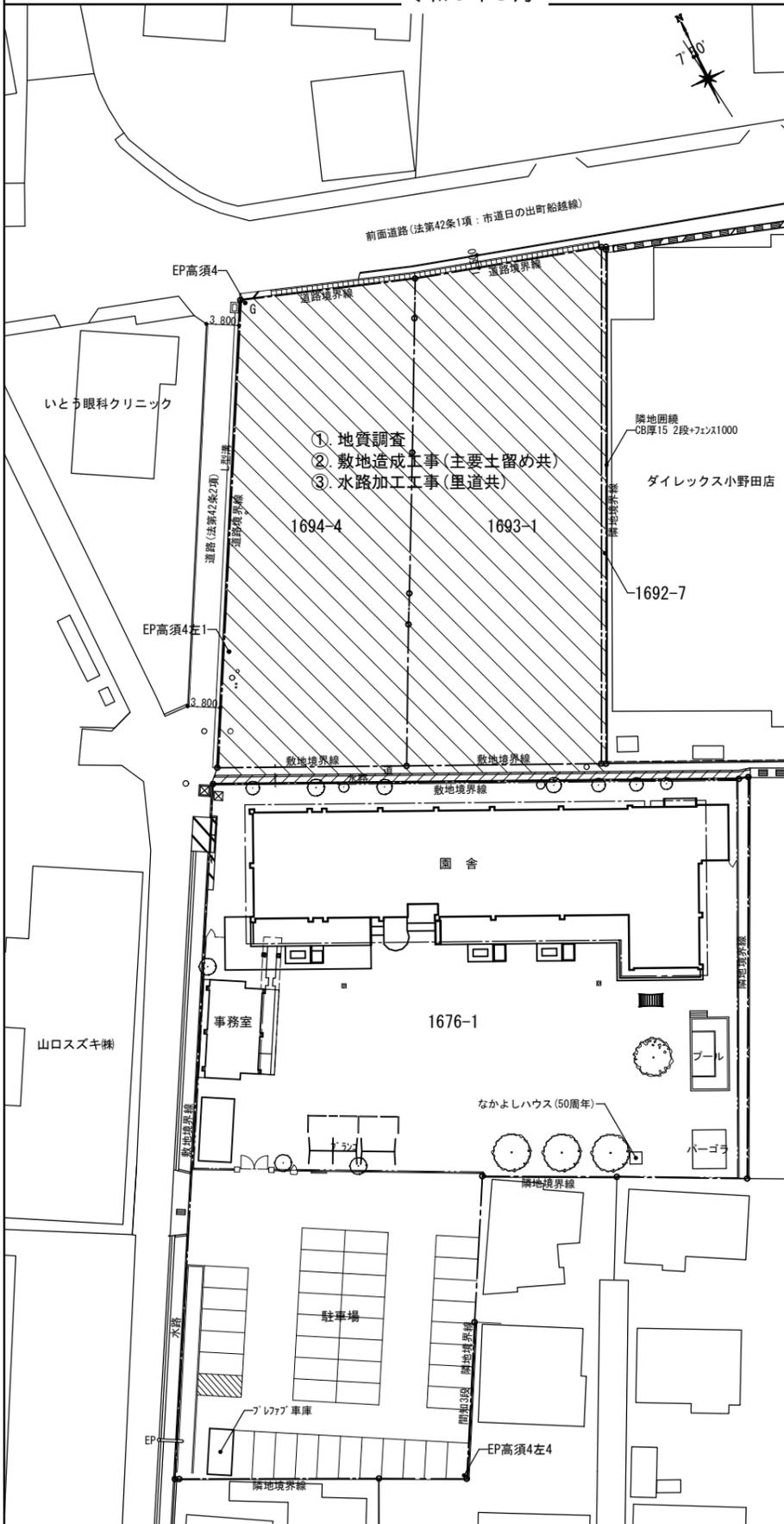


記 事			工事名称	小野田地区保育所整備事業 (建築・機械設備工事)	年月日		NO	A-32
			図面名称	立面図 (2)	縮尺	S:1/150		

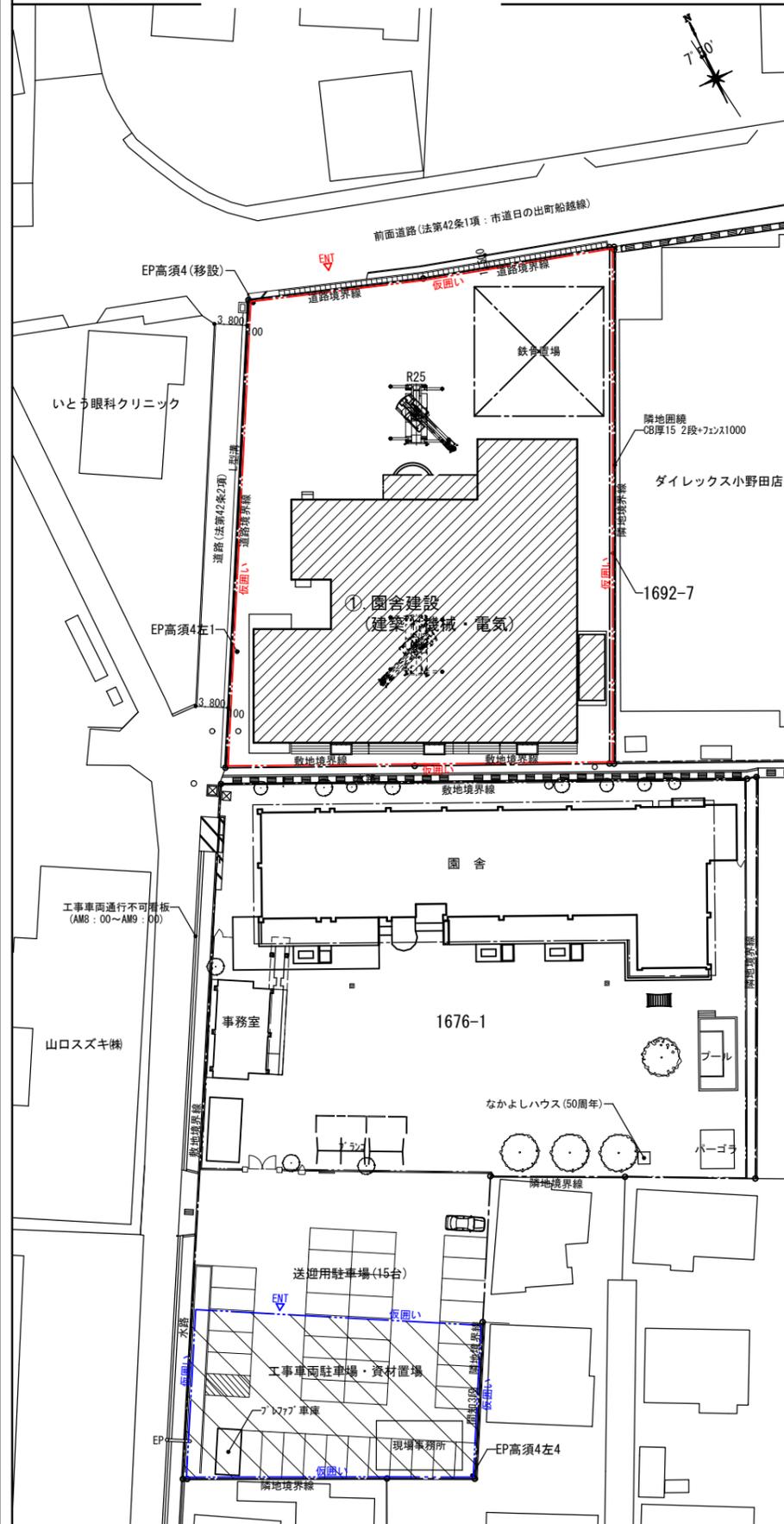
現況：令和5年7月



第1工程(調査・敷地造成工事)：令和5年9月～令和6年5月

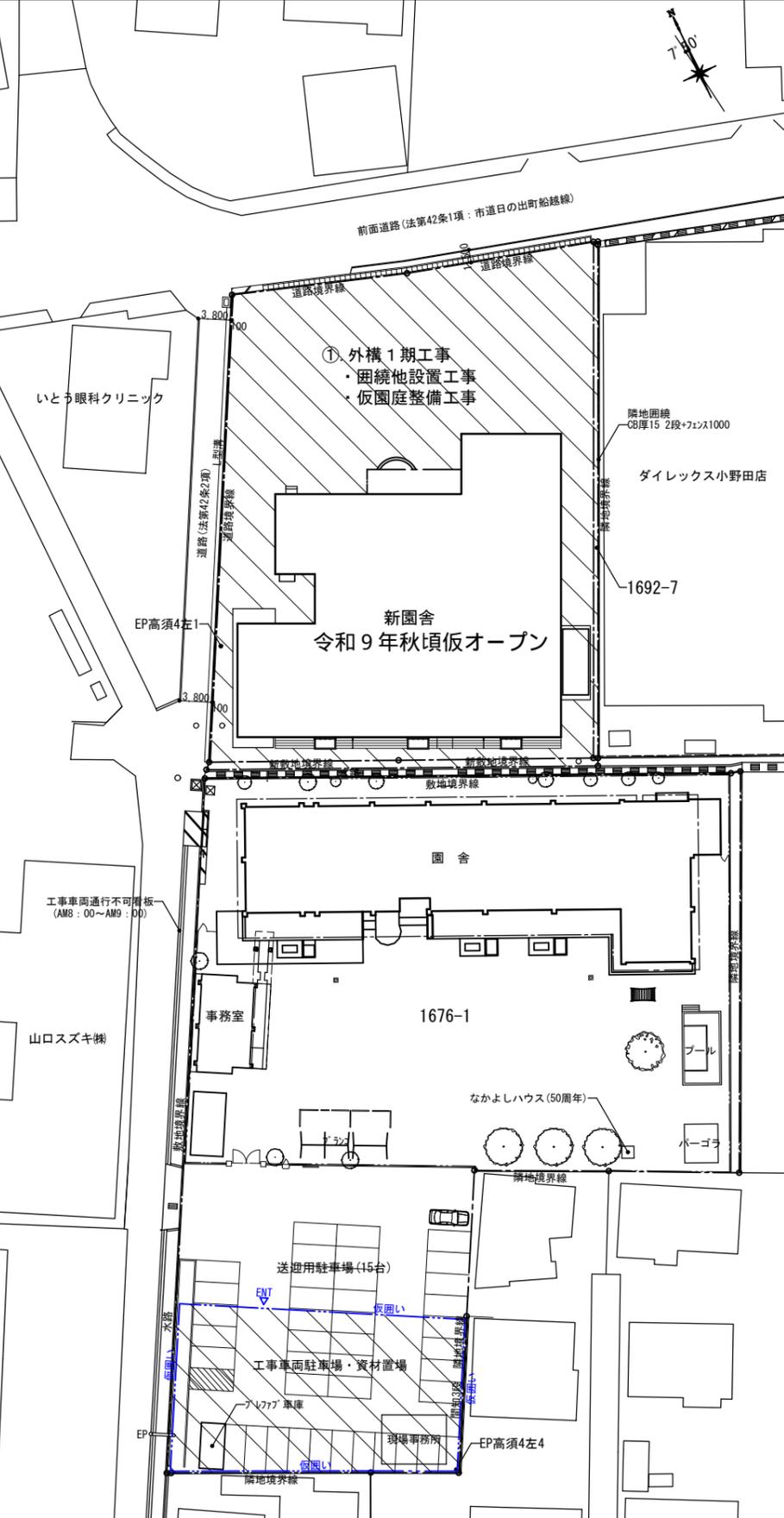


第2工程(園舎建設)：令和7年3月～令和9年1月

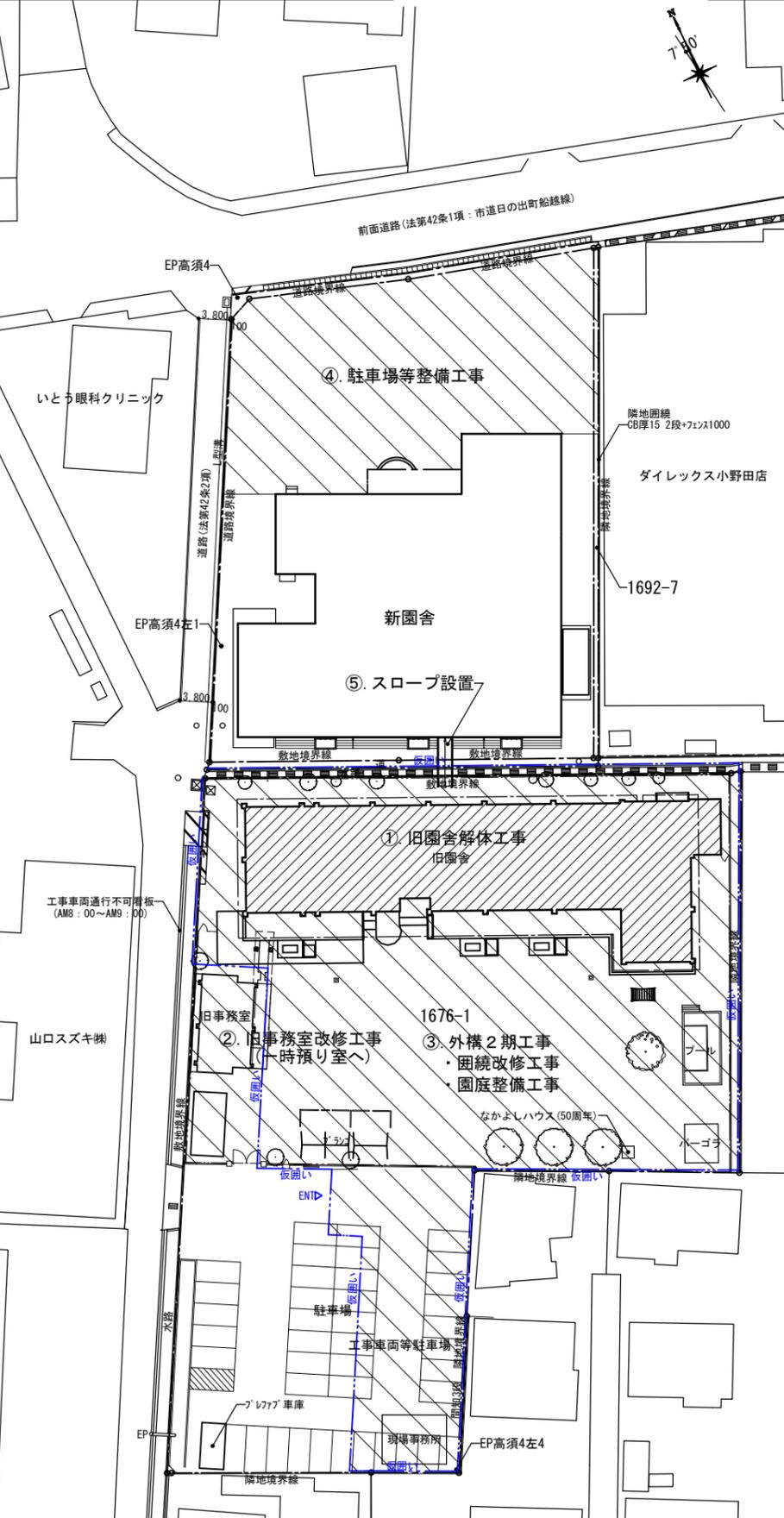


工事工程計画図 1

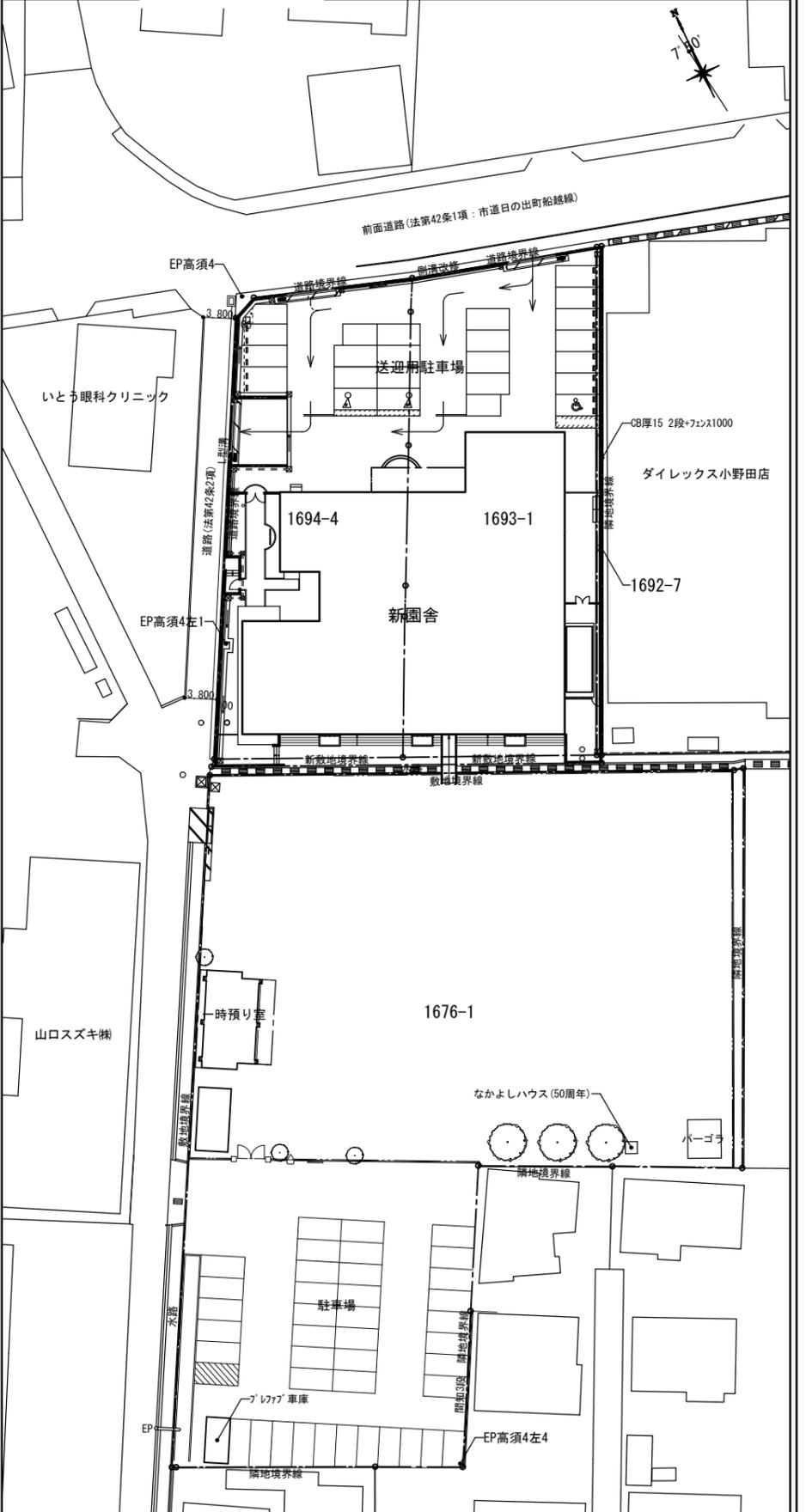
第3工程(新園舎外構・仮園庭整備)：令和9年2月～令和9年8月



第4工程(旧園舎解体・外構・園庭等整備工事)：令和9年9月～令和10年9月



正式供用開始：令和10年秋頃



工事工程計画図2

11	実施計画番号	2010209	事務事業番号	201020902	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------

20102子育て支援課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康		1	子育て支援の充実		2	子育ての不安と負担の軽減	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部	
9	こども家庭センター事業		2	こども家庭センター事業		2-(1)		知守 交流	

事業概要	母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応するために令和7年度からこども家庭センターをスマイルキッズ内に設置、運営する。		対象	妊産婦及び子育て家庭	
			手段	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行う。	
			意図	妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援等を切れ目なく提供する。	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	相談件数	活動			1,800件	1,800件	1,800件
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	市民が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を行うもの	5	35
	自治体関与の妥当性	児童福祉法第10条の2第1項の規定により設置について努力義務が課せられているもの	3	
	対象(受益者)の妥当性	妊産婦及び子育て家庭であり、適切に設定されている	5	
有効性	事業の優先度	児童福祉法第10条の2第1項の規定により設置について努力義務が課せられているもの	3	
	行政評価との整合性	効果が期待される事業	3	
	手法の有効性	こども家庭センターを設置することで、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、効果が高い事業	5	
効率性	実施主体の適正化	市が主体となって行うもの	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めるものではない。	3	
	コスト効率	国・県の補助金が受けられる事業	5	

事業期間	R7	年度	～	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	5	家庭児童福祉費	
	大事業	1	家庭児童相談経費			中事業	1	家庭児童相談経費 ほか				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容							こども家庭センターの運営	こども家庭センターの運営	こども家庭センターの運営					
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費						機械器具借上料	395千円	機械器具借上料	395千円	機械器具借上料	395千円		
							燃料費	198千円	燃料費	198千円	燃料費	198千円		
							消耗品費	50千円	消耗品費	50千円	消耗品費	50千円		
							山口県里親会宇 部支部負担金	36千円	山口県里親会宇 部支部負担金	36千円	山口県里親会宇 部支部負担金	36千円		
							保険料	26千円	保険料	26千円	保険料	26千円		
							講師謝礼	10千円	講師謝礼	10千円	講師謝礼	10千円		
							その他	30千円	その他	30千円	その他	30千円		
合計							745千円		745千円		745千円			
財源内訳 ／ 割合	国庫支出金						2/3	34千円	2/3	34千円	2/3	34千円		
	県支出金						1/6	8千円	1/6	8千円	1/6	8千円		
	地方債													
	その他													
	一般財源							703千円		703千円		703千円		
合計							745千円		745千円		745千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁) 地域子ども・子育て支援交付金(こども政策課)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
児童福祉法、子ども・子育て支援法	

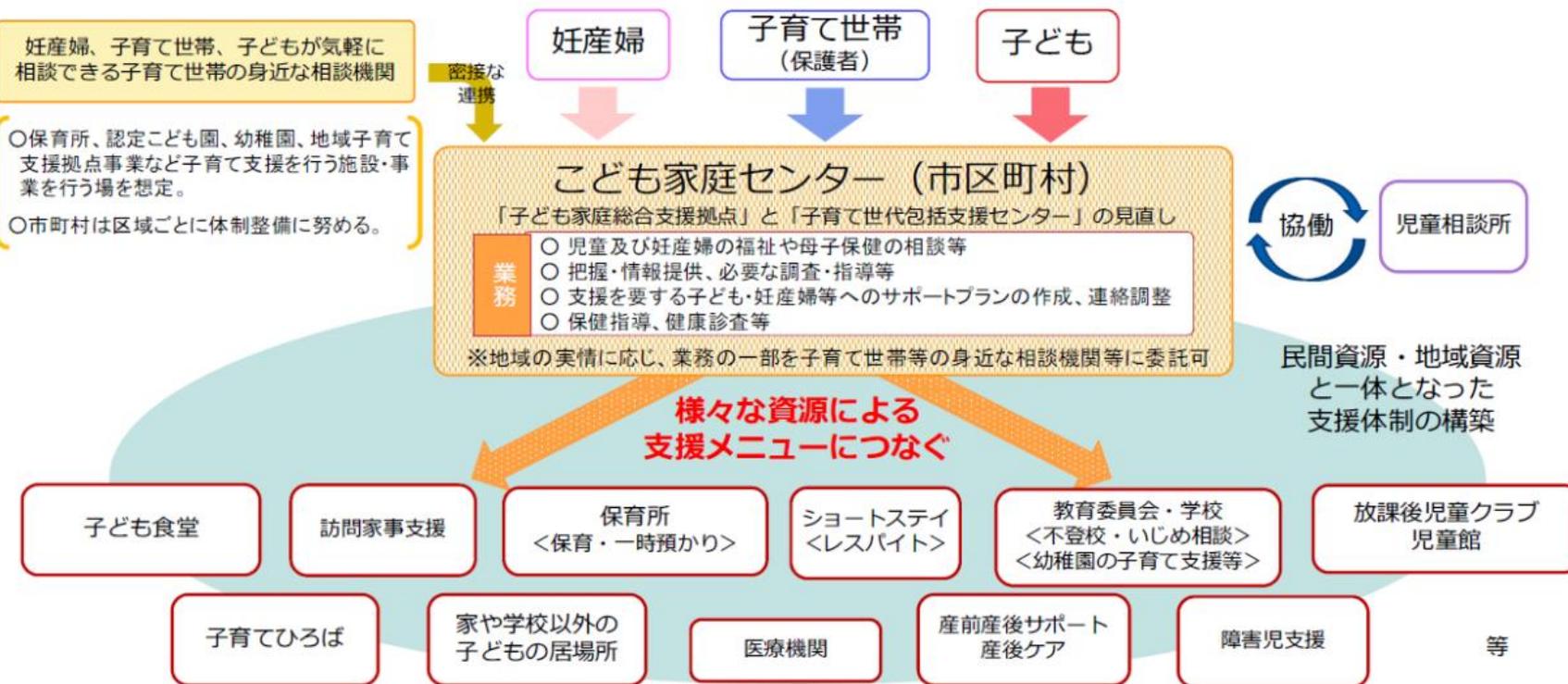
# こども家庭センターとは

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



12	実施計画番号	2010210	事務事業番号	201021001	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課	子育て支援係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------	--------

20102子育て支援課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
10	妊婦のための支援給付事業	1	妊婦のための支援給付事業	2-(1)				

事業概要	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。 令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく法定給付事業。 妊婦給付認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数等の届出後(出産予定日の8週間前)に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給	対象	妊婦給付認定者
		手段	対象者に定額の給付金を支給
		意図	給付金支給による子育て支援

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	妊婦のための支援給付金の対象者数(妊婦給付認定後)	活動		300人	300人	300人
2	妊婦のための支援給付金の対象者数(届出後)	活動		300人	300人	300人
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	重点プロジェクトに該当する事業である。	5	37
	自治体関与の妥当性	第二次総合計画において、子育て支援は市の重点プロジェクトに位置付けられている。	3	
	対象(受益者)の妥当性	妊婦を対象としており妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	重点プロジェクトである子育て支援に取り組むもので優先度は高い。	5	
	行政評価との整合性	施策評価において次年度の取組と合致した事業である	5	
	手法の有効性	総合計画を進める効果が見込める事業である。	3	
効率性	実施主体の適正化	行政機関以外が実施主体になりえない事業	3	
	受益者負担の適正化	妊婦を対象とするものである。	3	
	コスト効率	国・県の財源を、充当する想定となっている。	5	

事業期間	R7 年度		～	R12以降 年度		予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	10	妊婦のための支援事業費	
	大事業	1	妊婦のための支援事業費			中事業	1	妊婦のための支援事業費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容							妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金		
支出内訳	R5からR6への繰越明許費						妊婦のための支援給付金	30,000千円	妊婦のための支援給付金	30,000千円	妊婦のための支援給付金	30,000千円		
							通信運搬費	66千円	システム利用料	660千円	システム利用料	660千円		
							消耗品費	48千円	時間外勤務手当	72千円	時間外勤務手当	72千円		
							印刷製本費	12千円	通信運搬費	66千円	通信運搬費	66千円		
									消耗品費	48千円	消耗品費	48千円		
									印刷製本費	12千円	印刷製本費	12千円		
合計							30,126千円		30,858千円		30,858千円			
財源内訳／割合	国庫支出金						10/10,1/2	30,063千円	10/10,1/2	30,429千円	10/10,1/2	30,429千円		
	県支出金						1/4	31千円	1/4	214千円	1/4	214千円		
	地方債													
	その他													
	一般財源						1/4	32千円	1/4	215千円	1/4	215千円		
合計							30,126千円		30,858千円		30,858千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
妊婦のための支援給付交付金(こども家庭庁 国 10/10)、妊婦のための支援給付費補助金(こども家庭庁 国 10/10,1/2 県 1/4)	<b>【妊婦のための支援給付の内容】</b> <支給対象者> 日本国内に住所を有する妊婦 <支給に必要な手続・支給額>妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける⇒5万円支給 ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠しているこどもの人数等の届出を行う(出産予定日の8週間前)。⇒妊娠しているこどもの人数×5万円を支給
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市補助金交付規則	

令和7年度概算要求額 816億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

## 事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され令和7年度から施行されるところ、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

## 事業の概要

改正後の子ども・子育て支援法第68条第1項に基づき、市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

### 【妊婦のための支援給付の内容】

#### <支給対象者>

日本国内に住所を有する妊婦

#### <支給に必要な手続・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける  
⇒5万円支給
- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等を届出を行う  
⇒妊娠している子どもの人数×5万円を支給

### 【給付金の支給方法】

- ・現金振込等確実な支払方法
- ※希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることは可能。

### 妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に**妊娠している子どもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。

### 妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。



妊娠期  
(妊娠8~10週前後)



※妊娠届出時等

妊娠期  
(妊娠32~34週前後)



出産・産後



※出生届出時や乳児家庭全戸訪問等

産後の育児期

継続的な情報発信  
希望に応じた相談対応

【実施主体】市町村（こども家庭センター）  
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可)

### 伴走型相談支援

身近で相談に応じ、  
必要な支援メニューにつなぐ

妊婦の認定後：5万円の支給

妊娠している子どもの人数×5万円の支給

※給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。  
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

令和7年度概算要求額 27億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

## 事業の目的

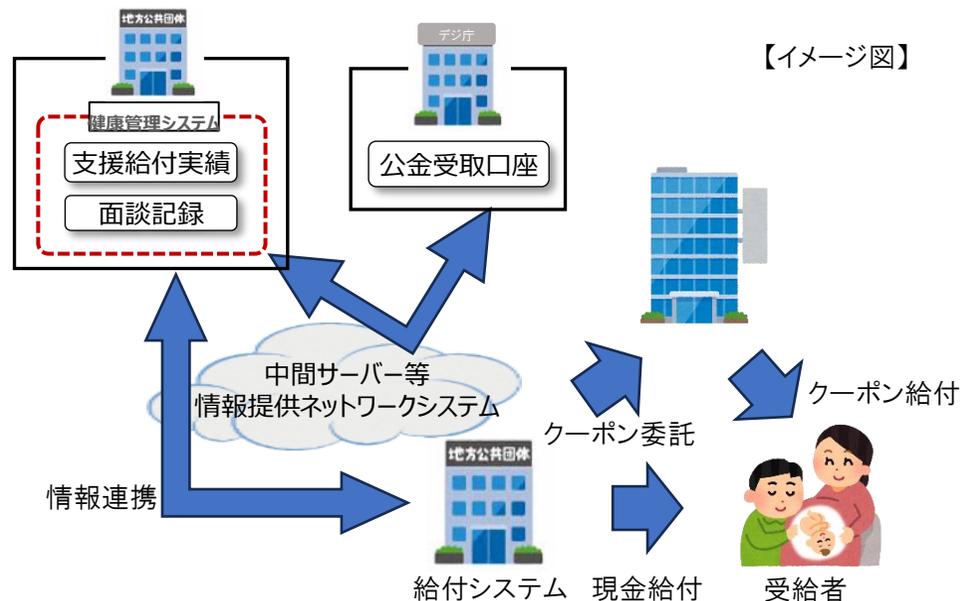
- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備やシステム構築等を行い、円滑な給付や運用の効率化を図る。

## 事業の概要

妊婦のための支援給付については、給付金を現金その他確実な支払の方法での支給としている。その上で、希望者については支給された給付金をクーポン等で受け取ることができるように、都道府県又は市区町村が現金その他確実な支払方法又はクーポン等で支給するためにシステム構築等を実施するに当たって、必要な経費等を補助する。

### 【対象経費】

- ①妊婦のための支援給付のためのシステム構築・改修費  
現金及びクーポン等での支給に対応させるためのイニシャルコスト（システムを構築・改修するための経費）
- ②クーポン等の支給に係る委託経費  
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給ための委託費）
- ③妊婦のための支援給付のための事務費  
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ④自治体間情報連携に係るシステム改修費  
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



## 実施主体等

### 【実施主体】

市町村（特別区を含む）  
（①②は都道府県も対象）

### 【補助率】

- ①、②国 10/10
- ③国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
- ④国 2/3 市町村 1/3

### 【補助単価】

- ① 都道府県10,000千円・市町村2,000千円
- ②～④ こども家庭庁長官が必要と認めた額

13	実施計画番号	2030101	事務事業番号	203010117	課(局・室・所)・係・担当者	障害福祉課
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------

20301障害福祉課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康	3	障がい者福祉の充実	1	障がい福祉サービスの充実			
	実施計画名			事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	障がい福祉サービス事業		17	自立支援給付事業(就労選択支援)					

事業概要	就労選択支援とは、障害者総合支援法の改正により、新たに創設され、令和7年10月1日から開始されるたサービスで、障がい者本人の希望や適性にあった就職先や就労系障害福祉サービスを選ぶよう支援するもの。サービスの提供内容は、 ①短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価や就労に関する意向等を整理。 ②利用者及び関係機関の担当者等で連携会議を開催し、利用者の意向確認と担当者の意見を求め、アセスメント結果を踏まえて関係機関との連絡調整。 ③地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等の情報収集を行い、利用者への進路選択に資する情報を提供。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり。)	対象	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する障がい者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している障がい者
		手段	訓練等給付費支給申請書を受理し、サービス利用計画案を審査して就労選択支援を支給決定する。
		意図	就労選択支援事業所の支援員が支援することにより、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるようになる。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	就労選択支援利用者実人数	活動	-	-	22	40	40
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	就労選択支援は総合計画の基本施策3-(1)障がい福祉サービスの充実に沿う事業である	3	35
	自治体関与の妥当性	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)により義務付けられている事業	5	
	対象(受益者)の妥当性	障害者総合支援法に基づいて対象者にサービスを提供する	5	
有効性	事業の優先度	障害者総合支援法に基づく国、県の負担金事業	5	
	行政評価との整合性	新規事業であり、障害福祉サービスの充実が期待される事業	3	
	手法の有効性	就労選択支援を利用することで、本人に適した就労の場を選択することができ、障がい者福祉を進める効果が認められる事業	3	
効率性	実施主体の適正化	国基準に基づいて、県が指定した事業所が実施できる事業	3	
	受益者負担の適正化	障害者総合支援法に基づき、原則1割負担(世帯の収入に応じて負担上限あり)	3	
	コスト効率	障害者総合支援法に基づく国、県の負担金事業	5	

予算要求してください。

事業期間	R7	年度	~	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	3	民生費		項	1	社会福祉費		目	2	障害者福祉費	事業区分	義務的
	大事業	1	障害者福祉費			中事業	2	自立支援給付費					

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)	R6(予算額)	R7	R8	R9	R10	R11	
年度別 事業内容					就労選択支援の提供	同左	同左			
					就労選択支援給 付費	6,123千円	就労選択支援給 付費	12,246千円	就労選択支援給 付費	12,246千円
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費									
	合計					6,123千円	12,246千円	12,246千円		
財源内訳 割合	国庫支出金				50%	3,061千円	50%	6,122千円	50%	6,122千円
	県支出金				25%	1,530千円	25%	3,060千円	25%	3,060千円
	地方債									
	その他									
	一般財源				25%	1,532千円	25%	3,064千円	25%	3,064千円
	合計					6,123千円	12,246千円	12,246千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
障害者自立支援給付費国庫負担金50%、障害者自立支援給付費等県費負担金25% 【山口県障害者支援課】	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	

# 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定  
(一部改変)

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

## 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

## 基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 **1,210単位/日**
- 特定事業所集中減算 **200単位/日**

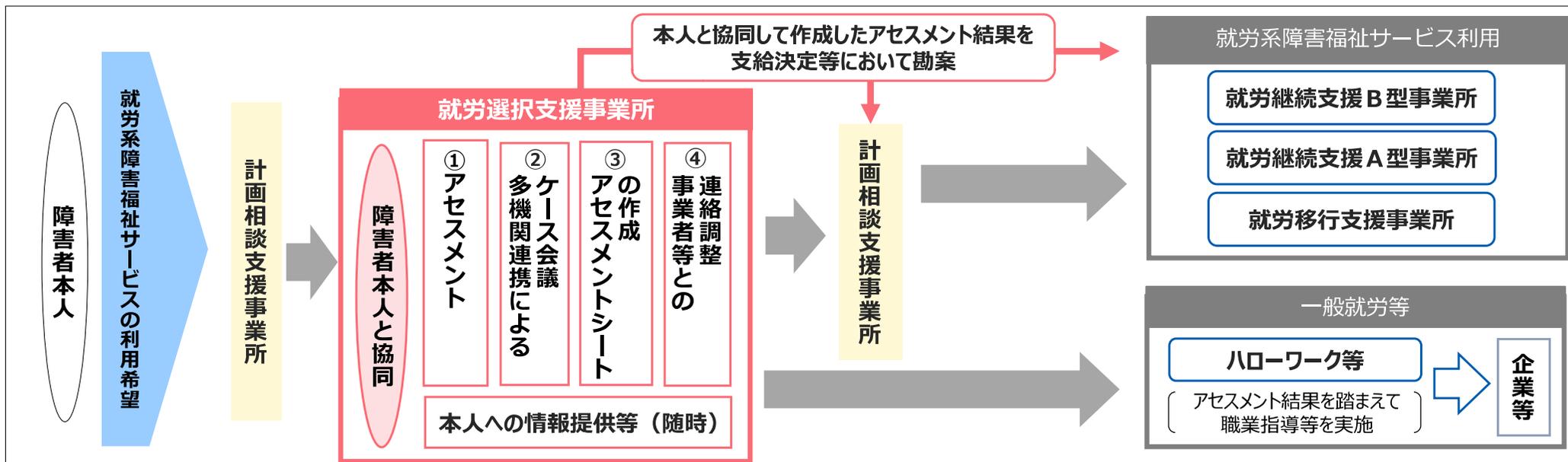
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

## 支給決定期間

- 原則1か月 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

## 基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- ⑧ アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



# 就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）

1週目

2週目

3週目

4週目

## 本人への情報提供等

- ・ 就労選択支援の内容、流れ等の説明
- ・ 雇用事例、就労系障害福祉サービスの種類・支援内容等に係る情報提供

※（出口に向けて）本人への情報提供等

## ① 作業場面等を活用した状況把握(アセスメント)

ニーズ  
利用希望  
賃金  
暮らし方 等

- ・ 面談(本人)
- ・ 面談(家族・関係者)
- ・ 基礎情報(障害種別や程度、就労に係る希望等)の把握
- ・ 作業観察(模擬作業、入力系作業、現業系作業等)

## ② 多機関連携によるケース会議

相談支援専門員  
ケースワーカー・保健師  
教育機関  
就労支援関係者 ほか

- ・ 参加機関の招集
- ・ 日程調整、会場確保等
- ・ アセスメントシート(案)に基づく議論
- ※必要に応じて関係者に共有

## ③ アセスメントシート(案)の作成

- ・ アセスメント情報の収集・取りまとめ
- ・ アセスメントシート(案)の作成

## ③ アセスメントシートの作成

- ・ ケース会議での議論を踏まえたアセスメントシートの作成
- ・ 本人へのフィードバック

## ④ 事業者等との連絡調整

- ・ アセスメントシートをもとに事業所等へ連絡調整

アセスメントシートの活用

障害福祉サービス利用

- ★ 個別支援計画
- ★ サービス等利用計画

一般就労に向けた支援

職業指導等を実施  
アセスメント結果を踏まえて

14	実施計画番号	2020205	事務事業番号	202020509	課(局・室・所)・係・担当者	高齢福祉課
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------

20202高齢福祉課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康		2	高齢者福祉の充実		2	高齢になっても住みよい地域づくり	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部	
5	高齢者の居住、生活環境の整備事業(一般会計分①)		9	加齢性難聴者補聴器購入助成事業					依頼不要

事業概要	<p>難聴は、認知症の予防可能なリスク要因としての影響が大きいという報告があり、難聴への早期介入が認知症予防として有効であることが分かっている。また、補聴器の使用が認知機能低下の抑制に効果があることもわかっていることから、本市では、認知症予防の取組の一つとして、難聴の早期発見及び中等度難聴者の補聴器の使用を進めたいと考えている。一方で、補聴器の購入については、経済的に困難な方もおられると考えられることから、補聴器の購入助成制度を創設する。</p>	対象	65歳以上の住民税非課税高齢者で、医師が補聴器の必要性を認めるもの
	手段	助成金の交付	
	意図	補聴器購入費の負担軽減により、難聴への早期介入を促すことで認知症機能低下を抑制する	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	助成金交付人数	活動	-	-	92	92	92
			-	-			
			-	-			
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	住民ニーズが高い事業である(令和6年3月議会「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める」請願採択)	5	33
	自治体関与の妥当性	補助金交付規則に規定し、要綱を制定予定	3	
	対象(受益者)の妥当性	対象者は、65歳以上の住民税非課税高齢者で、医師が補聴器の必要性を認めるものとした	5	
有効性	事業の優先度	令和6年3月議会において「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める」請願が採択されたことに伴う事業	5	
	行政評価との整合性	新規事業で、効果が期待できる事業	3	
	手法の有効性	総合計画を進める効果が期待できる事業	3	
効率性	実施主体の適正化	市が行うべき事業である	3	
	受益者負担の適正化	助成金の交付には上限額を設け、購入者にも一定額の負担が発生する	3	
	コスト効率	対象者条件及び上限額の設定により、助成額の抑制に努めている	3	

事業期間	R7	年度	～	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3		民生費	項	1	社会福祉費		目	3	高齢者福祉費	
	大事業	1	高齢者福祉費			中事業	2	高齢者福祉費(単独)				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容							対象者への助成金の交付	同左		同左				
支出内訳							加齢性難聴者補聴器購入費助成金	2,760千円	加齢性難聴者補聴器購入費助成金	2,760千円	加齢性難聴者補聴器購入費助成金	2,760千円		
	R5からR6への繰越明許費													
	合計							2,760千円		2,760千円		2,760千円		
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他						ふるさと支援基金	2,760千円						
	一般財源									2,760千円		2,760千円		
合計							2,760千円		2,760千円		2,760千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
	令和6年3月議会に提出された「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める」請願が採択された
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市補助金交付規則(改正予定)、山陽小野田市加齢性難聴者補聴器購入費助成金交付要綱(制定予定)	令和7年4月以降に対象者、補聴器取扱事業者及び耳鼻科医に周知等を行い、準備が整い次第実施する。

## 加齢性難聴者補聴器購入助成事業について

### 1 事業概要

難聴は、認知症の予防可能なリスク要因として影響が大きいという報告がある。認知症予防の取組の一つとして、中等度難聴者を対象とした補聴器購入助成制度を創設する。

### 2 対象者

次の要件の全てに該当する方

- (1) 山陽小野田市内に住所を有する65歳以上の者
- (2) 補聴器購入希望者本人の住民税が非課税であること。
- (3) 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (4) 会話音域の平均聴力レベルが40デシベル以上（両耳）の者
- (5) 医師が補聴器の使用が必要であることを認める者（医師意見書を提出できる者）

### 3 助成額

補聴器購入額の2分の1の額（100円未満の端数は切り捨てるものとする。）。ただし、30,000円を上限額とする。

### 4 対象者及び助成額の試算

#### (1) 対象者

ア 加齢性難聴者見込数	5,379人
イ 高齢者における非課税者割合	34.1%
ウ 助成者見込割合	5%
$5,379人 \times 34.1\% \times 5\% = 91.7人 (92人)$	

#### (2) 助成額

$$30,000円 \times 92人 = \underline{\underline{2,760,000円}}$$

## 【難聴の程度】

難聴の程度は音の大きさ（デジベル＝dB）を目安にして「①軽度難聴」、「②中等度難聴」、「③高度難聴」、「④重度難聴」の4つのレベルに分類されます。

難聴の程度分類	聴力レベル（dB）	自覚内容
正常	25dB 未満	-
①軽度難聴	25dB 以上 40dB 未満	小さな音や騒音がある中での会話の聞き間違いや、聞き取りにくさを感じる。
②中等度難聴	40dB 以上 70dB 未満	普通の大きさの会話での聞き間違いや聞き取りにくさを感じる。
③高度難聴	70dB 以上 90dB 未満	非常に大きい声か、補聴器を装用しないと会話が聞こえない。聞こえても聞き取りに限界がある。
④重度難聴	90dB 以上	補聴器でも聞き取れないことが多い。

15	実施計画番号	2030105	事務事業番号	203010501	課(局・室・所)・係・担当者	障害福祉課
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------

20301障害福祉課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	1	子育て・福祉・医療・健康	3	障がい者福祉の充実	1	障がい福祉サービスの充実		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
5	障がい者福祉施設維持整備事業	1	のぞみ園更新事業				建設部説明済	

事業概要	指定障害福祉サービス事業所のぞみ園(生活介護施設)は、昭和62年の開所から約40年が経過し、建物の老朽化が進んでいること及びトイレの数が不足していたり、食事を作業室でとっていたりするなど、設備において現状では不十分であることから、これらを解消し、のぞみ園で提供する障害福祉サービスの質の向上及び安全の確保を図るため、新たに建物を整備するものです。 【スケジュール】 令和4年度に基本設計、令和5年度に建物の実施設計と外構の実施設計、地質調査を実施し、令和6年度から令和7年度までにかけて建設工事を行うとともに、令和7年度に外構工事、備品整備を行う。	対象	障がい者が利用する施設
		手段	のぞみ園の施設更新
		意図	施設の更新等による障がい者福祉の充実

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	建設工事	活動	実施設計等	工事	工事		
			完了	入札準備			
			完了				
2	外構工事	活動	実施設計等	擁壁造成工事	舗装等工事		
			完了	着工			
			完了	完了			
3	備品整備	活動			整備		

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	施設整備による障がい者福祉サービスの向上	5	33
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例により市が設置している施設	3	
	対象(受益者)の妥当性	山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例により市が設置している施設	5	
有効性	事業の優先度	山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例により市が設置している施設	5	
	行政評価との整合性	継続事業であり、適切に取り組んでいるため、施設の更新による障害福祉サービスの充実が期待できる事業	3	
	手法の有効性	施設を更新することにより、総合計画の障害福祉サービスの充実に対して効果を見込める	3	
効率性	実施主体の適正化	指定管理者制度を導入しているが、施設整備は市が行うものである	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることが適当でない事業	3	
	コスト効率	コスト削減の余地がない事業	3	

事業期間	R4	年度	～	R7	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費		項	1	社会福祉費		目	9	事業区分	政策的
	大事業	1	のぞみ園整備事業費			中事業	1	のぞみ園整備事業費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容		/	のぞみ園整備事業		同左		同左						/	/
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費	消耗品費	42千円	工事請負費(建設工事)	127,600千円	工事請負費(建設工事)	204,800千円						/	/
		手数料	317千円	工事請負費(擁壁工事)	14,500千円	工事請負費(外構工事)	52,500千円						/	/
		通信運搬費	29千円	委託料	9,330千円	委託料	10,705千円						/	/
		測量調査委託料	685千円	消耗品費	48千円	備品購入費	3,861千円						/	/
		地質調査委託料	8,331千円			工事請負費(インフラ配線工事)	1,587千円						/	/
		設計委託料	2,970千円			手数料	829千円						/	/
		工事請負費	2,545千円			その他	299千円						/	/
	合計	443,434千円	/	14,919千円	/	151,478千円	/	274,581千円	/		/			
財源内訳 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源	443,434千円	100%	14,919千円	100%	151,478千円	100%	274,581千円						
	合計	443,434千円	/	14,919千円	/	151,478千円	/	274,581千円	/		/			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例、山陽小野田市障害福祉サービス事業所管理規則	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 障害福祉課 事務事業番号 203010501

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	1	子育て・福祉・医療・健康	3	障がい者福祉の充実	1	障がい福祉サービスの充実	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング
5	障がい者福祉施設維持整備事業	1	のぞみ園更新事業				政策的
事業概要	指定障害福祉サービス事業所のぞみ園(生活介護施設)は、昭和62年の開所から約40年が経過し、建物の老朽化が進んでいること及びトイレの数が不足していたり、食事を作業室でとっていたりするなど、設備において現状では不十分であることから、これらを解消し、のぞみ園で提供する障害福祉サービスの質の向上及び安全の確保を図るため、新たに建物を整備するものです。 【スケジュール】 令和4年度に基本設計、令和5年度に建物の実施設計と外構の実実施設計、地質調査を実施し、令和6年度から令和7年度までにかけて建設工事を行うとともに、令和7年度に外構工事、備品整備を行う。				対象	障がい者が利用する施設	
					手段	のぞみ園の施設更新	
					意図	施設の更新等による障がい者福祉の充実	

事業期間	R4 年度	～	R7 年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳			基本設計委託料	2,456千円	消耗品費	42千円	工事請負費(建設工事)	127,600千円
					手数料	317千円	工事請負費(擁壁工事)	14,500千円
					通信運搬費	29千円	委託料	9,330千円
					測量調査委託料	685千円	消耗品費	48千円
					地質調査委託料	8,331千円		
					設計委託料	2,970千円		
					工事請負費	2,545千円		
合計				2,456千円		14,919千円		151,478千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源				2,456千円		14,919千円	
合計				2,456千円		14,919千円		151,478千円
人工数 人件費	0.17人	983千円	1.07人	6,134千円	1.02人	5,942千円		
総経費		983千円		8,590千円		20,861千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	のぞみ園整備事業	活動		基本設計 完了 100%	実施設計等 完了 一部未完了	工事
2						
3						

成果	令和7年度末までにのぞみ園を整備するため、令和5年度は建物の実施設計と外構の実実施設計、地質調査、相談事業所のぞみの移設を行った。地質調査の期間延長や地質調査結果から地盤改良が必要になったため、建物実施設計のみ令和6年度に繰り越し、令和6年4月に完了した。なお、建物実施設計が繰り越しとなったが、事業全体の進捗状況に影響なし。					
R7年度に向けた課題及び改善策						
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性				
		成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項						

# のぞみ園整備事業 R6・7年度スケジュール

(単位：千円)

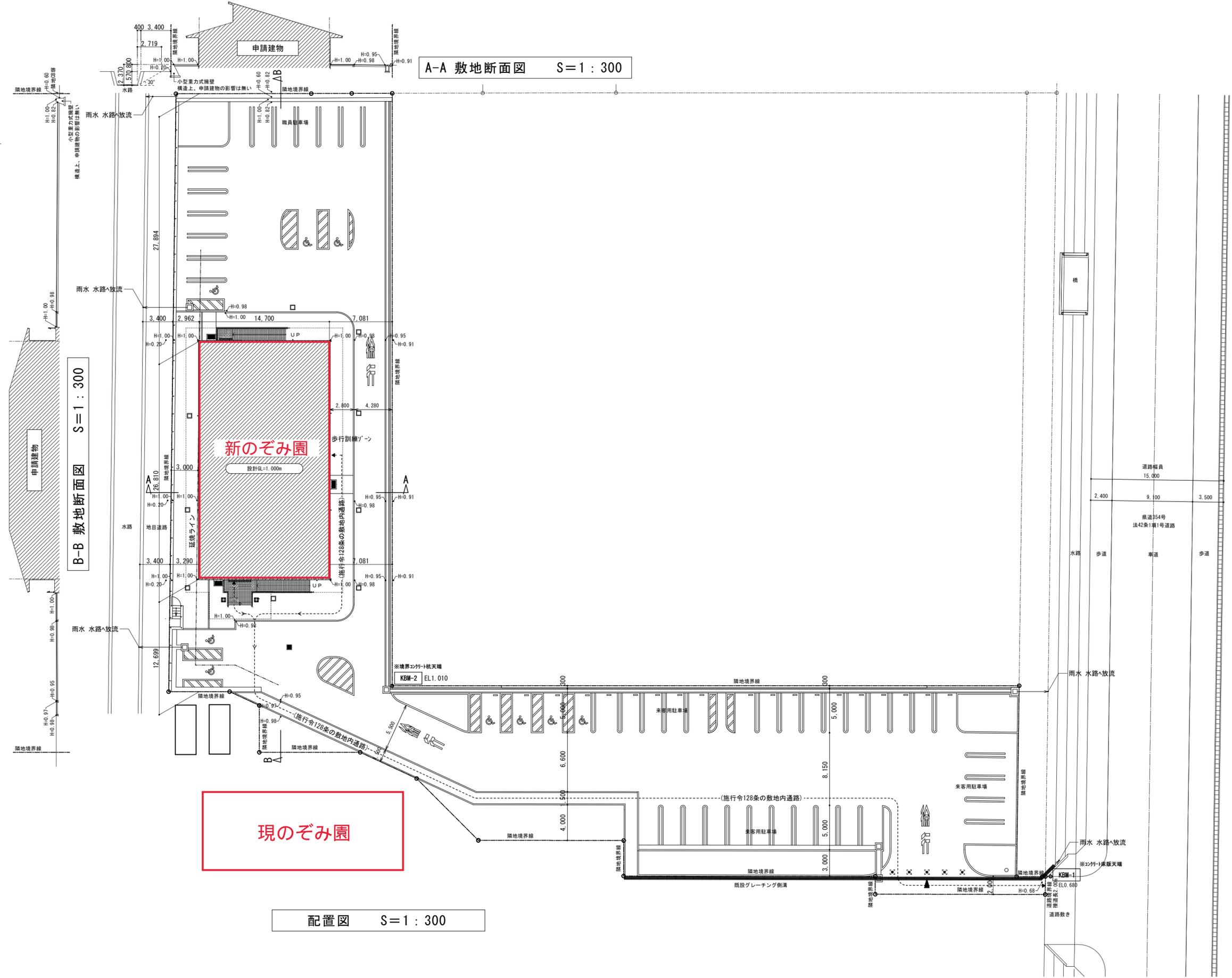
年 度 内 容			事業費	R6年度 決算見込額	R7年度 当初予算額	R6												R7											
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
<b>①建設工事</b>																													
1	消耗品費	書籍等の購入	43	24	19																								
2	委託料	家屋調査業務委託料（事前）	5,687	5,687	0																								
3	委託料	監理委託料	4,884	1,400	3,484																								
4	委託料	設計意図伝達業務委託料	1,224	0	1,224																								
5	工事請負費	建築・機械設備工事費	276,500	98,600	177,900																								
6	工事請負費	電気設備工事費	38,600	11,700	26,900																								
7	委託料	家屋調査業務委託料（事後）	5,763	0	5,763																								
8	手数料	ERI・建築確認（完了後）	359	0	359																								
<b>②屋外附帯工事</b>																													
1	消耗品費	書籍等の購入	24	24	0																								
2	工事請負費	擁壁造成工事	13,640	13,640	0																								
3	工事請負費	外構（舗装・排水等）整備工事	52,500	0	52,500																								
<b>③備品購入、イントラネット、電話</b>																													
1	備品購入費	食堂厨房器具（冷蔵庫）	203	0	203																								
2	備品購入費	椅子・テーブル・カーテン等備品	3,658	0	3,658																								
3	工事請負費	イントラネット配線敷設	1,587	0	1,587																								
4	手数料	電話線敷設・電話開通	29	0	29																								
5	手数料	複合機移設費用	16	0	16																								
<b>④初期費用・運用費用</b>																													
1	手数料	上水道加入金	425	0	425																								
2	手数料	上下水道料金	114	0	114																								
3	手数料	電気料金	128	0	128																								
4	保険料	建物総合損害共済	38	0	38																								
5	委託料	警備委託料	234	0	234																								
			405,656	131,075	274,581																								



B-B 敷地断面図 S=1:300

A-A 敷地断面図 S=1:300

配置図 S=1:300



一級建築士事務所 山口県知事登録 第1378号  
 株式会社 藤田建築設計事務所

〒759-4106  
 山口県長門市仙崎4295番地の8  
 TEL 0837-26-1580 FAX 0837-26-1531

設計者 法適合確認 工事名称

のぞみ園整備事業(建築主体工事・機械設備工事)

図面名

配置図

縮尺(A2:100% A3:71%)

1:300 1:\*\*

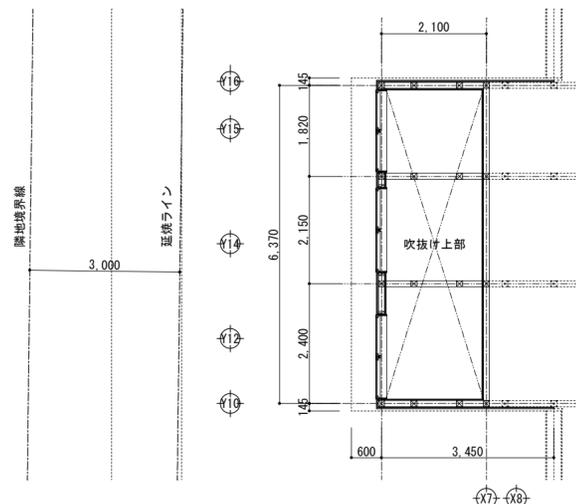
設計年月日 No.

令和6年3月 日

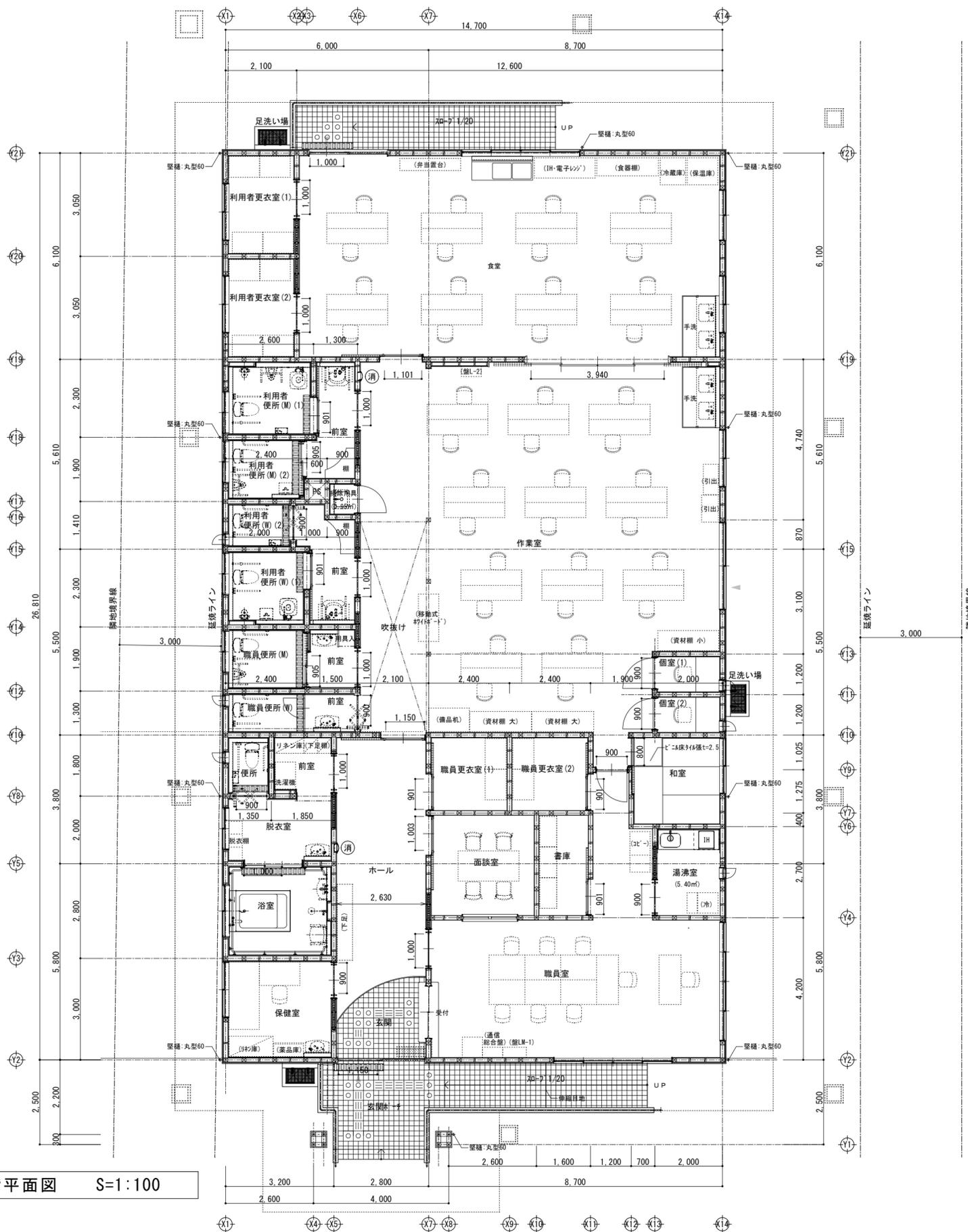
図面番号

A - 10

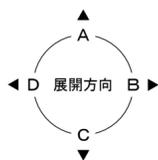
10



吹抜け平面図 S=1:100



1階平面図 S=1:100



一級建築士事務所 山口県知事登録 第1378号  
 株式会社 藤田建築設計事務所

〒759-4106  
 山口県長門市仙崎4295番地の8  
 TEL 0837-26-1580 FAX 0837-26-1531

設計者 法適合確認 工事名称

のぞみ園整備事業(建築主体工事・機械設備工事)

図面名

1階平面図

縮尺(A2:100% A3:71%)

1:100 1:\*\*

設計年月日

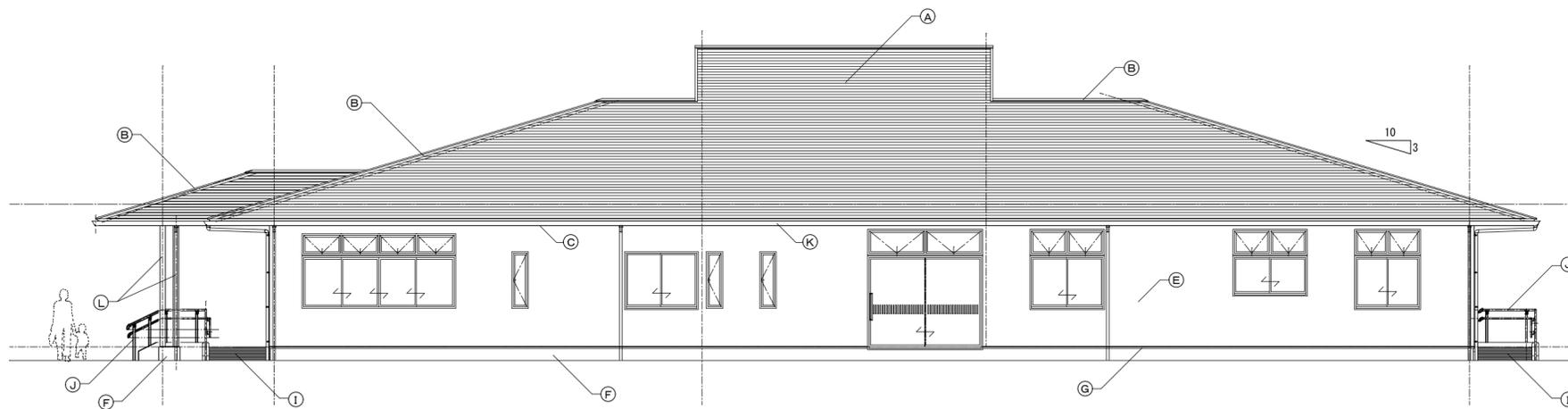
令和6年3月 日

図面番号

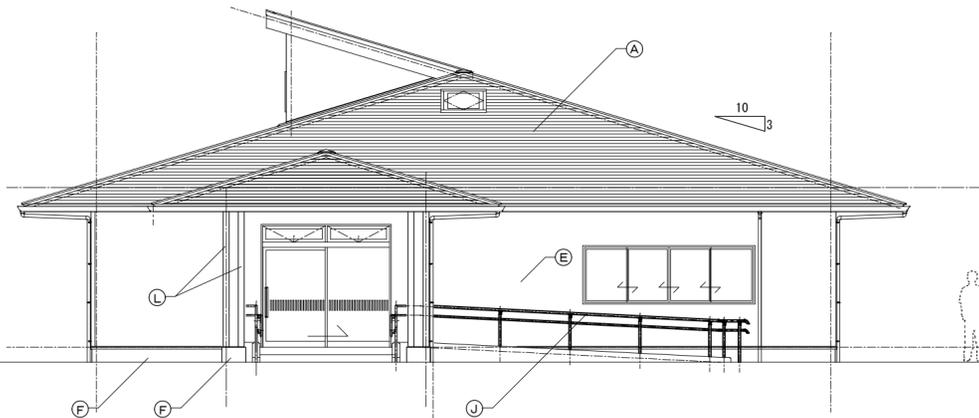
A - 13

No.

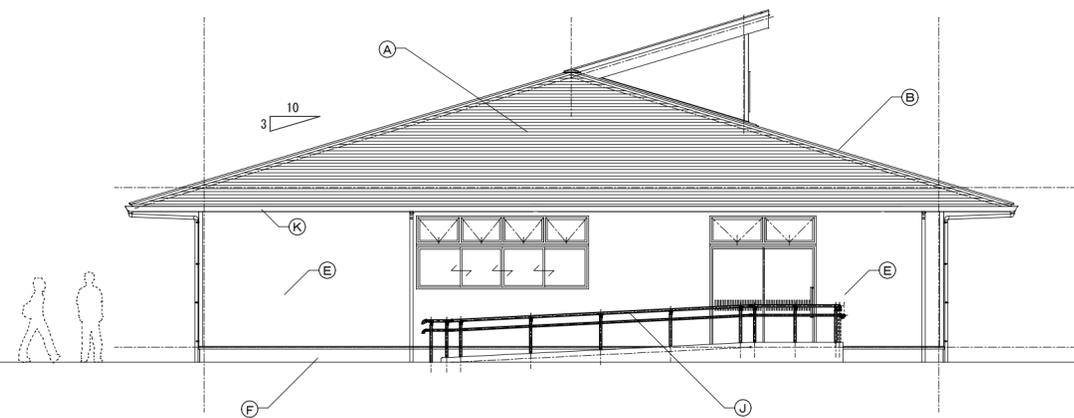
13



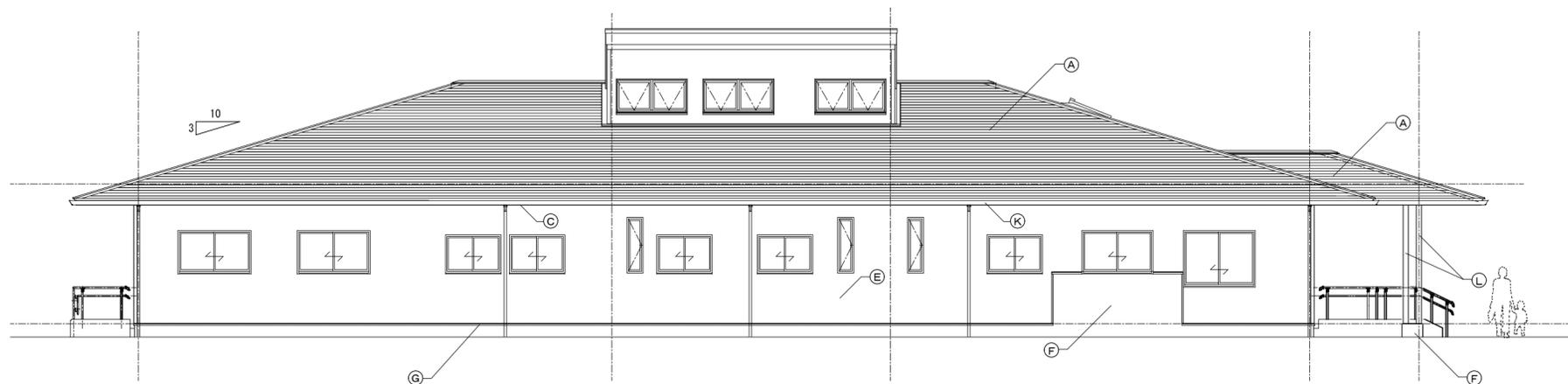
東側立面図 S=1:100



南側立面図 S=1:100



北側立面図 S=1:100



西側立面図 S=1:100

外部仕上表		
符号	部位	仕上
Ⓐ	屋根	平形屋根用スレート葺きt=5.2 一文字 3.0寸勾配
Ⓑ	棟丁部包み	平棟部、隅棟部(か)が鋼板t=0.5mm)
Ⓒ	破風板	繊維混入セメントけい酸カルシウム押出成形板 181×17
Ⓓ	軒天井	パルテ 繊維混入セメント板t=12 木目調 軒先換気孔
Ⓔ	外壁	蓄熱系防火サッシ付 横貼 t=16下地 塗装品 外壁下地: 蓄熱透湿防水シート
Ⓕ	巾木	コンクリート打放し仕上 全面補修 撥水材塗
Ⓖ	水切	防風なしタイプ (か)が鋼板 t=0.35mm)
Ⓗ	玄関ポーチ	磁器質150角タイル張(防滑) (視覚障害者点字ブロック)
Ⓘ	スロープ	磁器質150角タイル張(防滑) (視覚障害者点字ブロック)
Ⓙ	スロープ手摺	ステンレス2段手摺(トップ) 手摺φ42.7 支柱φ34 支柱φ42.7)
Ⓚ	樋	軒樋: 塩ビ角型樋177×139 受金物SUS#600 堅樋: 塩ビ丸型60 受金物(SUS#1.200)
Ⓛ	柱・土台	120x120 木材保護塗料塗 WP



一級建築士事務所 山口県知事登録 第1378号  
株式会社 藤田建築設計事務所

〒759-4106  
山口県長門市仙崎4295番地の8  
TEL 0837-26-1580 FAX 0837-26-1531

設計者

法適合確認

工事名称

のぞみ園整備事業(建築主体工事・機械設備工事)

図面名

立面図

縮尺(A2:100% A3:71%)

1:100 1:\*\*

設計年月日

令和6年3月 日

図面番号

A - 15

No.

15

16	実施計画番号	2060202	事務事業番号	206020211	課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	健康管理係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-------

20602健康増進課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	1	子育て・福祉・医療・健康	6	健康づくりの推進	2	地域保健サービスの充実		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
2	予防接種事業	11	定期予防接種事業(带状疱疹ワクチン)					

事業概要	予防疫種法上のB類疾病に位置づけられる带状疱疹の予防疫種について、令和7年4月から同法に基づく定期の予防疫種として実施する。		対象	65歳の者、60歳以上65歳未満の者であって、一定の疾患がある者 ※経過措置有
			手段	各医療機関における個別接種として実施する
			意図	带状疱疹の発症、重症化及び合併症を予防し、高齢者の健康増進を図る

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	带状疱疹ワクチンの接種数	活動		随時	随時	随時
2						
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	予防疫種法、山陽小野田市定期予防疫種実施要綱に基づき、免疫を向上するための事業であり妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	予防疫種法、山陽小野田市定期予防疫種実施要綱に基づき実施する。	3	
	対象(受益者)の妥当性	予防疫種法、山陽小野田市定期予防疫種実施要綱に基づき実施する。	5	
有効性	事業の優先度	予防疫種法、山陽小野田市定期予防疫種実施要綱に基づき実施する。	5	
	行政評価との整合性	行政評価により効果が見込めると判断した事業である。	3	
	手法の有効性	予防疫種率の向上を図ることで、健康寿命の延伸にもつながる。	3	
効率性	実施主体の適正化	市が実施すべき事業。	3	
	受益者負担の適正化	B型疾病については自己負担あり	3	
	コスト効率	現行想定される事業費であり、コスト削減は困難である。	3	

事業期間	R7	年度	～	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	有	
予算費目	款	4		衛生費	項	1	保健衛生費		目	2	予防費	事業区分	政策的
	大事業	1	感染症予防費			中事業	1	予防接種費					

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容							定期予防接種(帯状疱疹ワクチン)の実施	同左		同左				
	支出内訳						予防接種委託料	24,674千円	消耗品費	31千円	消耗品費	31千円		
	R5からR6 への繰越 明許費						通信運搬費	383千円	通信運搬費	383千円	通信運搬費	383千円		
							消耗品費	31千円	予防接種委託料	24,674千円	予防接種委託料	24,674千円		
	合計						25,088千円		25,088千円		25,088千円			
財源内訳 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							25,088千円		25,088千円		25,088千円		
	合計						25,088千円		25,088千円		25,088千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	※普通交付税算入有 B類疾病→概ね事業費の3割程度算入。 ※対象者の経過措置 ・令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳になる者 ・100歳以上の者(令和7年度に限る)
予防接種法・山陽小野田市定期予防接種実施要綱	

# 令和7年度から 65歳以上の方などを対象に 带状疱疹ワクチンの 定期接種を実施します。



## 定期接種の対象・接種する方法・費用

〈対象〉 定期接種の対象は以下の方です。

対象者は年度によって異なるため、接種の機会を逃さないようご注意ください。

### 年度内に65歳を迎える方

②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

注1) 令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象となります。

注2) 令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります。

### 〈ワクチンを接種する方法と費用〉

定期接種はお住まいの(住民票のある)市町村(特別区を含む)で実施されます。

ワクチンを接種できる医療機関や費用、申し込み方法などについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。

## 带状疱疹は、痛みを伴う皮膚の病気です

■ 带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱(水ぶくれ)が現れる皮膚の病気です。

■ 合併症の一つに、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。



## 带状疱疹ワクチンは2種類あります

■ 带状疱疹ワクチンには2種類あり、接種方法や、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

### ◎ワクチンの特徴

	生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK社)
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
接種回数と間隔	1回	2回(2か月以上の間隔をあける)※
接種条件	病気や治療によって、 免疫の低下している方は接種できません	免疫の状態に関わらず接種可能

(※) 病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

17	実施計画番号	2130403	事務事業番号	213040304	課(局・室・所)・係・担当者	環境課	生活衛生係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	-------

21304環境課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	13	自然環境の保全・循環型社会の形成	4	環境美化・生活衛生の向上		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
3	犬・猫保護等関連事業	4	飼い主のいない猫不妊・去勢手術補助事業					

事業概要	環境省発行の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術の推進が推奨されている。年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、市民が率先して行う飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行う。(雄5,000円、雌10,000円)	対象	地域猫活動団体として登録されている団体
		手段	不妊・去勢手術費の補助
		意図	生活環境トラブルの減少を図るため

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	不妊・去勢手術費用の補助 (V字カット費を含む)	活動	雄60頭、雌90頭 雄73頭、雌84頭	雄110頭、雌165頭	雄110頭、雌165頭	雄110頭、雌165頭
			104.67%			
2	捕獲機購入(5台分)	活動	捕獲機5台			
			100.00%			
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	拡充	拡大	①
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	市内の動物飼養の健全化が目的であり、妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	動物に対する苦情の対応を市が行うのは妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市民の生活環境トラブルの減少を図るため妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	市民から猫の多数の苦情が寄せられており、優先度は高い。	5	
	行政評価との整合性	事務事業評価において効果が高いと評価した事業である。	3	
	手法の有効性	市民の生活環境トラブルの減少を図るため、有効な手法である。	3	
効率性	実施主体の適正化	市と地域猫活動団体であり適正である。	3	
	受益者負担の適正化	地域猫活動団体として登録をしている団体を対象とするため適正である。	3	
	コスト効率	コスト削減の余地がない事業である。	3	

事業期間	R5	年度	～	R11以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	4	衛生費		項	1	保健衛生費		目	3	環境衛生費	
	大事業	2	環境衛生費			中事業	1	環境衛生費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容			不妊・去勢手術費の補助		同左		同左		同左		同左			
支出内訳			不妊・去勢手術 費補助金	1,200千円	不妊・去勢手術 費補助金	1,200千円	不妊・去勢手術 費補助金	2,200千円	不妊・去勢手術 費補助金	2,200千円	不妊・去勢手術 費補助金	2,200千円		
			備品購入費	71千円	【6月補正】 不妊・去勢手術費補助金	1,000千円								
	合計			1,271千円		2,200千円		2,200千円		2,200千円		2,200千円		
財源内訳 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他		ふるさと支援基 金	1,271千円	ふるさと支援基 金	2,200千円	ふるさと支援基 金	2,200千円						
	一般財源								2,200千円		2,200千円			
	合計			1,271千円		2,200千円		2,200千円		2,200千円		2,200千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	令和5年5月補助金交付制度を開始
動物の愛護及び管理に関する法律、山陽小野田市不妊・去勢手術費補助金交付要綱、山陽小野田市猫の適正飼養等ガイドライン	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 環境課 生活衛生係 事務事業番号 213040304

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	13	自然環境の保全・循環型社会の形成	4	環境美化・生活衛生の向上		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
3	犬・猫保護等関連事業	4	飼い主のいない猫不妊・去勢手術補助事業				政策的	
事業概要	環境省発行の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術の推進が推奨されている。年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、及び猫の殺処分の減少のため、市民が率先して行う飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行う。(雄5,000円、雌10,000円)また、不妊・去勢手術を行う際の捕獲機を購入				対象	地域猫活動団体として登録されている団体		
					手段	不妊・去勢手術費の補助		
					意図	生活環境トラブルの減少を図るため、及び猫の殺処分の減少のため		

事業期間	R5 年度	～	R10以降 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般
R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)			R6(予算額)	
支出内訳					不妊・去勢手術費補助金	1,200千円	不妊・去勢手術費補助金	1,200千円
					備品購入費	71千円		
							【6月補正額】	1,000千円
	合計						1,271千円	2,200千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他				ふるさと支援基金	1,271千円	ふるさと支援基金	2,200千円
	一般財源							
合計						1,271千円	2,200千円	
人工数	人件費				0.25人	1,456千円		
	総経費					2,727千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	不妊・去勢手術費用の補助 (V字カット費を含む)	活動			雄60頭、雌90頭 雄73頭、雌84頭 104.67%	雄110頭、雌165頭
2	捕獲機購入(5台分)	活動			捕獲機5台 捕獲機5台 100.00%	
3						

成果	登録団体から、猫が減り、糞尿被害も激減、生活環境の改善がみられ、地域住民からは喜ばれた等の報告があり、飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少につながったと考えられる。また、不妊・去勢手術を行う際の捕獲機を5台購入し、登録団体に貸出を行った。					
R7年度に向けた課題及び改善策	令和6年度は、4月に補助金の申請受付を開始し、2週間で申請が予算額に到達した。継続して、集中的かつ効果的に生活環境トラブルの減少を図るため、補助金を100万円増額した。令和7年度は事業開始3年目であり、今年度と同程度の申請が提出される可能性があるが、登録団体からヒアリングを行い、適正な予算額を見込む。					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性				
		成果	拡充	コスト	拡大	
特記事項						

## 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助事業

### 1 制度概要

#### (1) 趣旨

飼い主のいない猫の繁殖防止及びそれらの猫による生活環境被害の軽減等を目的として、TNR活動を実施するものに補助金を交付

#### (2) 交付対象者

登録を受けた地域猫活動団体

#### (3) 交付対象事業

市内に生息する飼い主のいない猫に対するTNR活動

TNR活動…①猫を捕獲する (Trap) ②不妊・去勢手術を施す (Neuter) ③猫が生活していたもとの地域へ戻す (Return) の英語の頭文字をとったもので、野良猫の数を今まで以上に増やさず一代限りの命を全うさせることを目的とする活動

#### (4) 補助金額 不妊去勢手術に係る費用 (V字カットに係る費用を含む。)

雄：去勢手術 1頭につき 5,000円

雌：不妊手術 1頭につき 10,000円

### 2 実績

		令和5年度	令和6年度 (1月31日現在)
交付確定件数		12件	14件
実績頭数	雄	73頭	104頭
	雌	84頭	134頭
	計	157頭	238頭
交付確定額		1,199,696円	1,856,000円
予算額		1,200,000円	2,200,000円

- 3 令和7年度予算積算
- |   |      |   |         |   |            |
|---|------|---|---------|---|------------|
| 雄 | 110頭 | × | 5,000円  | = | 550,000円   |
| 雌 | 165頭 | × | 10,000円 | = | 1,650,000円 |
| 計 | 275頭 |   |         |   | 2,200,000円 |

令和6年度 不妊・去勢手術費補助金 実績状況（令和7年1月31日現在）

団体名	実施地域	実績報告提出日	実績頭数		確定金額
			オス	メス	
スマイルcats	くし山中	7月1日	6	14	170,000
	幸町	8月9日	7	8	115,000
	千代町	9月5日	13	17	235,000
	加藤南	9月5日	4	10	120,000
	東住吉町	8月9日	7	11	145,000
	梶下	9月27日	7	13	165,000
	野来見	1月17日	5	5	75,000
	烏帽子岩前	1月17日	8	9	130,000
かりや猫	刈屋西条	11月8日	7	8	115,000
	刈屋中村	11月8日	4	4	60,000
	北竜王町	10月17日	13	7	135,000
赤石さくら猫の会	赤石自治会	6月3日	3	0	15,000
はっぴいスマイル	高畑（江汐公園）	12月3日	6	12	150,000
ハピネコ	刈屋西条	11月27日	14	16	226,000
			104	134	1,856,000